

# ＊北海道公報

発行 北海道庁  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント

## 目次

## 次

ページ

### 道庁審判員公報

○監査公報第十三号

1

## 道 監 査 委 員 公 表

### 監査公表第13号

地方自治法第199条第2項の規定により実施した平成12年度に係る行政監査の結果を次のとおり公表する。

平成13年10月2日

北海道監査委員 山 崎 正 隆  
北海道監査委員 岡 本 修 藏  
北海道監査委員 谷 慶 一  
北海道監査委員 前 田 榮 一

1 行政監査は、次の5つの事務を対象として実施した。

- (1) 私立専修学校の運営指導事務について
  - (2) 保健福祉部所管の道単独補助事業の執行について
  - (3) 建設部所管の公益法人の指導監督事務について
  - (4) 北海道企業立地促進条例に基づく補助事業の執行について
  - (5) 公共的団体等に対する補助金交付事務について
- 2 監査の結果は、次のとおりである。

#### 私立専修学校の運営指導事務について

- 第1 監査の概要
- 1 監査の対象  
私立専修学校の運営指導事務
  - 2 監査の主眼  
道内の私立専修学校は170校余を数え、生徒数3万3千人を擁し、実践的な職業教育や専門的な技術教育を通じて職業人の育成等に重要な役割を果たしており、卒業者の多くが道内に就職している。

道は、学校教育法及び私立学校法に基づく所轄庁として、私立専修学校の運営指導に当たっているほか、独自に管理運営費の補助制度を設け振興に努めているが、その運営指導が適切に行われているか、また、補助制度が効果を上げているかなど、次の点を主眼に検証した。

- (1) 私立専修学校の運営指導は適切に行われているか。
- (2) 準学校法人の運営指導は適切に行われているか。
- (3) 管理運営費の補助制度は効果を上げているか。
- (4) 教職員の退職金共済制度は適切に運用されているか。

#### 3 監査の実施概要

- (1) 対象部局  
総務部

#### (2) 実施期間

平成12年11月から平成13年7月まで

なお、監査は平成11年度に係るものを対象とした。

#### (3) 監査の方法

監査対象部局に対し実地監査を実施するとともに、抽出により選定した私立専修学校30校（設置者が学校法人又は準学校法人であるものに限る。）及びその設置者である22法人並びに社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会（以下「北専各連」という。）に対し訪問調査を行った。

#### 第2 私立専修学校等の概要

##### 1 私立専修学校とは

専修学校は、学校教育法第82条の2の規定に基づき設置される公の性質を有する教育機関であり、国や地方公共団体以外の者が設置するものを私立専修学校と称している。専修学校制度は、昭和51年1月に新たに設けられたもので、学校教育法第1条に基づき設置される大学、高等学校、小・中学校、幼稚園等とは異なった位置づけとなり、また、学校教育法第83条に基づき設置される各種学校とも異なるものである。

専修学校の目的や設置者の資格、教員の数、校地校舎の面積、設備、教育課程の大綱等については、学校教育法や専修学校設置基準（昭和51年1月10日文部省令第2号。以下「設置基準」という。）で定められており、設置する場合には、所轄庁の認可が必要である。

私立専修学校の設置者は、学校法人や準学校法人、民法人、個人など様々な形態があるが、道は、このうち、学校法人立及び準学校法人立の専修学校に対し、私立学校振興助成法第10条の規定に基づき、管理運営費補助金を交付している。

- 2 準学校法人とは  
学校法人のうち、私立専修学校又は私立各種学校のみを設置するものを準学校法人と

称している。

準学校法人の設立は、私立学校法に基づく所轄庁の認可事項であり、法人の管理運営についても、自主性と公共性を高める観点に立つて同法で規定されている。

《表1》学校数、生徒数、教員数の推移

(単位：校、人)

| 区分          | 年度     |        |        |        |        |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             | 7年度    | 8年度    | 9年度    | 10年度   | 11年度   |
| 学 校 数       | 176    | 177    | 176    | 176    | 177    |
| うち学校法人立のもの  | 33     | 38     | 43     | 48     | 52     |
| うち準学校法人立のもの | 66     | 66     | 62     | 57     | 57     |
| 生 徒 数       | 32,345 | 33,947 | 34,594 | 33,441 | 33,710 |
| 教 員 数       | 1,607  | 1,636  | 1,628  | 1,689  | 1,706  |

《表2》専修学校等卒業者の就職状況

(単位：人)

| 種別     | 卒業者数   | 求職者数   | 就職内定者数 | うち道内就職内定者数 |         |
|--------|--------|--------|--------|------------|---------|
|        |        |        |        | 数          | 率       |
| 専修学校等  | 12,713 | 10,867 | 9,587  | 8,533      | (89.0%) |
| 高等専門学校 | 720    | 492    | 476    | 244        | (51.3%) |
| 短期大学   | 7,736  | 5,361  | 4,206  | 3,879      | (92.2%) |
| 大学     | 16,122 | 10,795 | 8,800  | 5,068      | (57.6%) |

注) 平成12年3月卒業者を対象とした北海道労働局の調査に基づくものである。

第3 監査の結果及び改善意見

1 私立専修学校の運営実態について

《問題点》

(1) 専修学校としての最低条件を下回っている

専修学校は、公の性質を有する教育機関であることから、一定の水準を下回ることのないよう、その最低条件が学校教育法第82条の2の規定により、次のとおり定められている。

ア 修業年限が1年以上であること。

イ 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数（学科ごとに1年間にわたり800時間）以上であること。

ウ 教育を受ける者が常時40人以上であること。

しかし、訪問調査を行った30校のうち、生徒数40人未満の学校が7校、年間授業時数800時間未満の学校が2校あった。

(2) 定員が守られていない

専修学校の収容定員は、生徒との附合契約といわれる学則の記載事項であり、この変更は所轄庁への届出事項とされている。定員は学科ごとに定められ、教員数や校舎面積の算定基礎となるなど、学校の基本をなすものであることから、適切な設定と遵守が求められている。

しかし、定員を著しく超えていたり、大幅に下回っている学校があった。

(3) 生徒納付金の徴収が適切でない

ア 生徒納付金については、「準学校法人の認可基準の解釈及び運用について」（昭和35年5月26日付け文管振第207号文部省管理局長通達。以下「認可運用方針」という。）により、準学校法人が生徒から経常的に受け入れる授業料その他の金額の総額は、教職員の給与、研究費及び共済組合等の掛金、生徒諸費並びに教育用備品費の総額のおおむね1.5倍相当額の範囲内とされているが、これを超えている法人があった。

イ 入学手続時における生徒納付金の取扱いについては、私立大学では「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」（昭和50年9月1日付け文管振第251号文部省管理局長通達）により、入学前に入学科以外の授業料や施設整備費等を徴収する場合には、入学式の日から逆算しておおむね2週間前の日以降に徴収するなどの配慮が求められている。

専修学校については、取扱いが明確でなく、入学式の日から5か月も前から徴収している学校があった。

(4) 教員の育成確保が十分でない

ア 教員資格は、設置基準により、それぞれの課程ごとに、学歴や実務経験を基本として定められており、担当する教育に関し、専門的な知識や技術等を有することとされている。

教員資格の審査は、学校の設置者が、担当する教育に関する資格免許の有無、実務経験年数、業績などについて行わなければならないが、本人から履歴書の提出を求めているだけで、十分な確認を行っていない学校があった。

イ 教員の資質向上を図るためには、研修を体系的、計画的に行う必要があるが、訪問調査を行った学校では、研修費用は1校平均47万7,000円で、教員1人当たりでは4万円程度となっており、約4分の3の学校は、教員研修計画を策定していない。ウ 北専各連は、道からの補助金を受けて研修事業を行っているが、体系的な研修計画がなく、研修成果の把握も十分でない。

エ 教員の資質向上を図り、併せて教員能力の認定を行うという北専各連独自の教員能力認定制度があるが、訪問調査を行った学校において、この制度を活用し、認定状を取得している教員は1割程度となっている。

(5) 学校運営が適切でない

学校の運営は、学校教育法や設置基準等法令の規定に従って行わなければならないが、一部に次のような適切を欠く事例があった。

| 項 目                     | 内 容                                                                                                                    |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 学則の変更を行っている<br>ないもの   | (ア) 授業料等を値上げしているにもかかわらず、変更を行っていない。<br>(イ) 学科を増設しているにもかかわらず、変更を行っていない。                                                  |
| イ もの                    | (ア) 同時に授業を行う生徒の数は、特別の事由のない限り、40人以下でなければならないが、これを大幅に超えている。<br>(イ) 専修学校の授業は、課程ごとに行わなければならないが、専門課程と高等課程を区分しないで混合教育を行っている。 |
| ウ 学校備付表簿の管理が<br>適切でないもの | (ア) 生徒の指導要録が作成されていない。<br>(イ) 教職員の出勤簿を備え付けていない。<br>(ウ) 生徒の出席簿を保存期間満了前に廃棄している。                                           |
| エ 保健、安全管理が適切<br>でないもの   | (ア) 教員、生徒の健康診断を行っていない。<br>(イ) 学校保健安全計画を作成していない。                                                                        |
| オ その他                   | (ア) 大学入学資格付与校における授業科目や総授業時数が指定要件を下回っている。<br>(イ) 生徒に対し無料の職業紹介事業を行う場合には公共職業安定所に届出を行わなければならないが、行っていない。                    |

《改善意見》

(1) 専修学校は、公の性質を有する教育機関として、法が定める教育水準を維持するのみならず、常にその向上に努めなければならないものであることから、最低条件を下回ることとなった学校に対しては、具体的な改善計画を提出させるなど指導を強めること。

(2) 収容定員は、学校運営の基礎となるものであり、また、入学志望者が学校を選択する際の指標ともなることから、適切な定員の設定とその遵守について指導すること。

(3) 生徒納付金の額は、認可運用方針に従い適切に定めるとともに、授業料等の徴収時期についても適切なものとなるよう指導すること。

(4) 教員資格の審査を適切に行うよう指導すること。

教員の研修の充実は、教育水準の維持向上のために不可欠なものであることから、体系的な研修計画を策定し、研修成果が上がるよう指導すること。

また、北専各連が実施している教員能力認定制度は、新任教員等に対し、教員としての基礎知識を習得させるとともに、教員能力を認定するという、専修学校教員資格制度を補完する有意義なものであることから、一層の充実と活用について指導すること。

(5) 学校運営が、法令等に基づき適正に行われるよう「私立専修学校の運営ハンドブック」の作成や北専各連を通じた校長研修の実施など、学校運営の適正化について指導を強めること。

2 準学校法人の運営実態について

《問題点》

(1) 法人運営が適切でない

準学校法人は、私立専修学校の設置者として、学校の永続性、確実性、公共性を確保しなければならないが、民法法人に比べ、さらに一段と高い公共性が求められ、各種の規制が加えられているが、その一方で、税法上の優遇措置が講じられている。

法人の運営は、法令や寄附行為等の規定に従って行わなければならないが、一部に次のような適切を欠く事例があった。

| 項 目                        | 内 容                                                                                                                                                                             |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 寄附行為が不備なもの               | (ア) 専修学校の課程の名称を記載していない。<br>(イ) 収益事業の種類を記載していない。                                                                                                                                 |
| イ 理事、監事、評議員の<br>選任が適切でないもの | (ア) 理事、監事、評議員の任期が満了しているにもかかわらず、選任手続きを行っていない。<br>(イ) 校長を理事に選任しなければならないが、選任していない。<br>(ウ) 理事の中には同一企業の役職員である者が3人以上含まれてはならないが、3人以上選任している。<br>(エ) 評議員の中には、親族が3人以上含まれてはならないが、3人選任している。 |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | (4) 職員以外の者を職員選出の評議員とし、さらに、この者を評議員選出の理事としている。<br>(5) 理事定数は6人であるにもかかわらず、7人選任している。<br>(6) 理事と評議員とが同時に任期切れとなる場合の両者の選任手続きに誤りがある。<br>(7) 監事が評議員を兼ねている。                                                                                                                                                                         |
| ウ 理事会、評議員会の運営が適切でないもの | (7) ここ数年、理事会、評議員会を一度も開催していない。<br>(4) 基本財産を第三者のための担保に供している。<br>(5) 予算や決算、借入金、基本財産の負担付、基本金の取崩しについては、理事会の議決事項であるが、議決を得ていない。<br>(6) 理事総数の過半数で決しなければならぬ議事について、過半数を欠いた状態で可決している。<br>(4) あらかじめ評議員会の同意を得なければならぬ議事について、理事会が決定した後に同意を得ている。<br>(5) 予算の議決を会計年度開始後に行っている。<br>(6) 理事会、評議員会の開催を書面で通知していない。<br>(7) 理事会の議事録に理事が自署押印していない。 |
| エ もの                  | (7) 役員報酬に関する規定がないにもかかわらず、支給している。<br>(4) 寄附行為では非常勤役員に報酬を支給しないこととしているが、支給している。<br>(5) 理事長に対し高額な報酬を支給している。                                                                                                                                                                                                                  |
| オ 就業規則等を作成していないもの     | (7) 常時10人以上の教職員を使用する場合には、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出なければならぬが、作成していない。<br>(4) 毎会計年度終了後2月以内に、財産目録を作成し、常に事務所に備え置かなければならぬが、作成していない。                                                                                                                                                                                                  |
| カ 登記事項を登記していないもの      | (7) 収益事業の種類を登記していない。<br>(4) 理事の重任、資産総額の変更を登記していない。                                                                                                                                                                                                                                                                       |

| 項 目                     | 内 容                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 経理規程、給与規程などを制定していないもの | (7) 会計処理や予算編成の基本事項を定める経理規程がないまま会計処理を行っている。<br>(4) 給与規程や旅費規程がないまま支給している。また、給与規程はあるものの規定外の手当を支給している。<br>(5) 退職金支給規程がない。                                                                                                        |
| イ 事業収入の取扱いが適切でないもの      | (7) 附帯教育事業や他団体からの受託事業に係る勘定科目は、収入は（大科目）事業収入とし、支出についても、事業収入に対応した支出項目（中科目又は小科目）を設定し、事業ごとの収支を明確にする必要があるが、こうした取扱いを行っていない。<br>(4) 収益事業は、特別会計として整理し、収益を一般会計に繰り入れる場合には、（大科目）事業収入（小科目）収益事業収入としなければならぬが、こうした取扱いを行わずに、一般会計との合併表示を行っている。 |
| ウ 部門別経理を行っていないもの        | 2以上の学校を設置する場合、資金収支内訳表については、法人部門と各学校部門とを区分して記載しなければならないが、こうした取扱いを行っていない。                                                                                                                                                      |
| エ いもの                   | 固定資産のうち減価償却資産は、減価償却を行わなければならないが、行っていない。                                                                                                                                                                                      |
| オ 退職給与引当金を計上していないもの     | 経理規程等において退職給与引当金を計上することとしているが、計上していない。                                                                                                                                                                                       |
| カ 基本金の取扱いが適切でないもの       | 第3号基本金を設ける場合、これに相当する実在資産として、第3号基本金引当資産がなければならぬが、実在資産がない。                                                                                                                                                                     |
| キ その他                   | (7) 貸借対照表の資産の部において、資産として                                                                                                                                                                                                     |

(2) 会計処理が適切でない  
準学校法人の会計処理については、私立学校振興助成法や学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号。以下「会計基準」という。）に基づき処理することとされているが、一部に次のような適切を欠く事例があった。



の实在性がない「創立諸費」を記載している。

(イ) グループ各校を統括する別法人に對し、契約書も交わさずに、共通管理経費などを支出している。

(ロ) 理事長が経営する会社から、契約書も交わさずに、運転資金の借入れを行っている。

(ハ) 理事長が経営する会社と事務委託契約を結んでいるが、委託業務の具体的な内容や積算根拠が明確でない。

(ニ) 系列の学校法人が賃借しているビルを転賃借し、多額の使用料を支払っているが、使用料積算の根拠が明確でない。

《改善意見》

- (1) 法人運営が法令等に基づき、適正に行われるよう「準学校法人の運営ハンドブック」の作成や北専各連を通じた理事長研修の実施など、法人運営の適正化について指導を強めること。
- (2) 法人会計の合理化、適正化は、経営の健全性を確保する上から不可欠なものであり、経理規程の制定など会計基準に則った会計処理について指導すること。
- 3 管理運営費補助制度のあり方について

《問題点》

- (1) 補助目的が抽象的で効果が把握しづらい
- ア 私立専修学校の振興を図るため、道は、昭和58年度に道単独補助事業として管理運営費の補助制度を創設し、平成11年度までの補助金累計額は、約62億8千万円となっている。
- 最近5年間の補助金総額、生徒1人当たり補助金額、補助対象経費に対する実効補助率は表3のとおりである。
- また、調査対象法人に係る生徒1人当たりの収支状況の推移は、表4のとおりである。

《表3》私立専修学校等管理運営費補助金交付状況

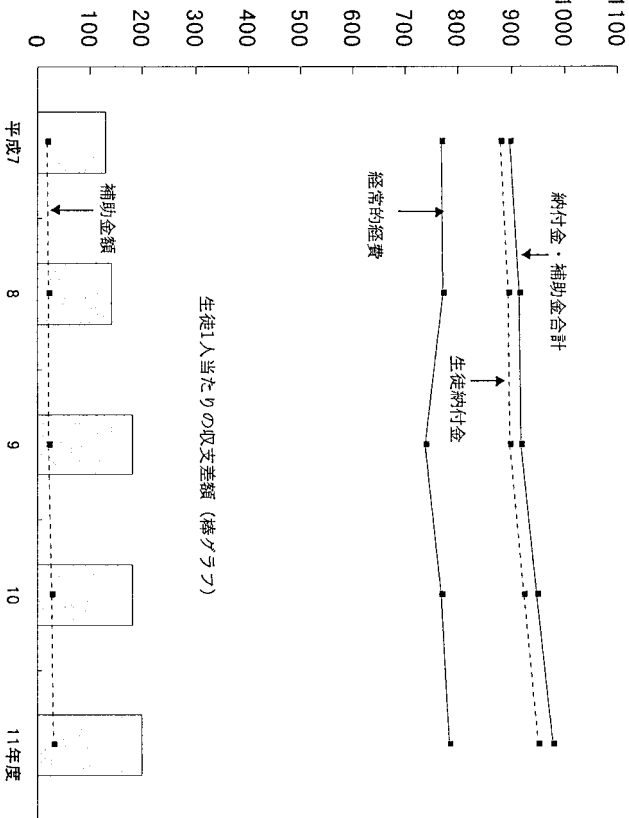
| 区分                   | 年度      |         |         |         |         |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                      | 7年度     | 8年度     | 9年度     | 10年度    | 11年度    |
| 補助金総額<br>(千円)<br>[A] | 452,031 | 538,144 | 646,840 | 716,336 | 782,546 |

| 補助対象生徒数<br>(人)<br>[B] | 20,716     | 22,464     | 23,891     | 23,778     | 24,743     |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 生徒1人当補助金額(円)<br>[A/B] | 21,820     | 23,956     | 27,075     | 30,126     | 31,627     |
| 補助対象経費総額(千円)<br>[C]   | 16,226,978 | 17,377,193 | 18,677,414 | 19,868,515 | 18,512,595 |
| 実効補助率<br>(%)<br>[A/C] | 2.8        | 3.1        | 3.5        | 3.6        | 4.2        |

《表4》生徒1人当たりの収支状況の推移

(単位：千円)

生徒1人当たりの収入・支出 (折れ線グラフ)



| 収 入 | 内 訳       | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
|-----|-----------|-----|-----|-----|------|------|
| 収入  | 生徒納付金     | 879 | 895 | 896 | 925  | 951  |
|     | 補助金       | 18  | 20  | 22  | 25   | 29   |
|     | 納付金・補助金合計 | 897 | 915 | 918 | 950  | 980  |
| 支出  | 経常的経費     | 767 | 773 | 738 | 769  | 783  |
|     | 収 支 差 額   | 130 | 142 | 180 | 181  | 197  |

注）・訪問調査を行った法人のうち、補助金の額が2,000万円以上の法人（11法人）からの回答に基づき作成した。

- ・消費収支計算書の生徒納付金及び道管理運営費補助金を収入とし、人件費、教育研究費、管理費及び借入金等利息の合計を支出として、生徒1人当たりの平均額を算出した。
- ・収支差額には、基本金に組み入れる施設設備・機器備品等の整備に要する経費や借入金の元金返済額等を含んでいる。

イ 補助の目的は、「私立専修学校等管理運営費補助金交付要綱」によると、「北海道における私立専修学校の教育条件の維持向上及び父母負担の軽減を図るとともに経営の健全性を高め、もって私立専修学校教育の振興を図ること」とされている。しかし、表4のとおり補助金が増額されているにもかかわらず、生徒納付金も増額されている学校が見られるなど、必ずしも父母負担の軽減が図られているとはいえない。

また、前記2の《問題点》で指摘したとおり、教育条件が低下したり、経営の健全性が損なわれるような事例も見られる。

補助金の配分においても、単に生徒や教員の数に応じて配分している。

補助金の交付は無条件に行われるものではなく、「自家の財力に余裕があり、かつ、公益上必要がある場合」に限られ、「適正かつ効率的に使用し、効果を上げなければならぬ」ものであるが、この補助金は、毎年度継続的に交付され、補助対象経費が管理運営費全般に及んでいることから、実質的に用途の自由な一般財源と受け取られている。

しかも、補助目的が「教育条件の維持向上」「父母負担の軽減」「経営の健全性を高める」と抽象的なことから、補助効果が把握しづらくなっている。

(2) 補助金交付要綱の取扱いが明確でない

ア 補助金交付要綱は、補助金の採択基準及び審査基準としての性格を有するもので、「補助事業の目的」「補助対象事業の範囲」「申請者の資格要件」「補助金額の算定基準」を定め、交付対象者に明らかにしなければならない。

また、交付申請書の提出があったときには、申請者について補助金交付の適格性があるかを審査しなければならないが、その審査のポイントは、次のとおりとされている。

- (ア) 申請者が補助事業を遂行する能力を備えているか。
- (イ) 申請者が行う補助事業が補助の目的や内容に適合しているか。
- (ウ) 申請者が行う補助事業が経済的、効率的に行われているか。
- (エ) 申請してきた補助金額の算定に誤りがないか。

しかし、補助金交付要綱において、肝心の補助金額の算定基準は、「別に定めらる」とし、交付対象者には明らかにせず、事務連絡により補助金額のみを示していることから、交付対象者は、算定基準を知らないまま申請している。

また、申請書の添付書類として、算定基準と実際の数値とに誤りがないかどうかの審査に必要な書類（専任教員数、生徒数、学級数を明らかにしたもの）の提出も求めている。これは、実績額の確定時においても同様である。

イ 補助金交付要綱第2条において、補助金の交付目的は、専修学校等教育の振興を図ることと定められているが、前記1の《問題点》の1)で指摘したとおり、専修学校としての最低条件を下回ることとなった学校を補助対象としており、こうした学校に対する補助金の取扱いが明確でない。

ウ 補助金交付要綱第4条において、補助対象外経費として退職金及び役員報酬を示しているが、同様に補助対象外経費として取扱うべきものと考えられる次の経費を補助対象経費に含めている。

- (ア) 交際費及び食糧費
- (イ) 国の補助事業である私立専修学校開放講座事業に要する経費
- (ウ) 道の補助事業として北専各連が行う私立専修学校等教職員研修事業及び私立専修学校各種学校連合会育成事業のうち、該当校が間接補助事業として支出する経費

(四) 北海道教育委員会から技能連携校である専修学校に交付される講師手当及び施設使用料

エ 補助金交付要綱第7条において、補助金の交付対象者が、法令や寄附行為に違反している場合には、補助金額を減額して交付し、又は交付しないことがあるとしているが、こうした場合の取扱いが明確でない。

オ 補助金額の算定基準である「管理運営費補助金配分基準細則」によると、補助金額算出の基礎数値となる生徒数は、5月1日現在の「定員内実員」と定めているが、定員内実員の定義が明確でないことから、各課程、分野ごとの定員内実員とすべきものを総定員で捉えている。

カ 補助金額の算定基準である「管理運営費補助金配分基準細則」によると、補助金額算出の基礎数値となる教員数は、5月1日現在の担当教科をもつ専任教員数と定めているが、専任教員の定義が明確でないことから、担当教科をもたない校長や兼務教員、助手を対象としているものがあった。

(3) 実績確認が十分でない

補助金の額の確定を行う際には、必要に応じ現地調査を行い、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合するかどうかを調査することとされているが、これまで現地調査を行っていないかった。

(4) 公認会計士等の監査が適切でない

私立学校振興助成法第14条第3項の規定により、1,000万円以上の管理運営費補助金を受ける学校法人については、所轄庁が監査事項を指定し、それに基づき公認会計士又は監査法人が監査を行い、その結果を監査報告書として所轄庁に提出することとされている。

準学校法人についても、これに準じた取扱いを行うこととされているが、次のような適切を欠く事例があった。

ア 公認会計士又は監査法人の監査を受けていないもの。

イ 公認会計士の監査報告書において、会計制度の根幹となる経理規程を定めていなかったり、部門別の経理区分を行っていないなどの不適切な事実があるのに、報告されていないもの。

《改善意見》

(1) 補助目的が抽象的で、実効補助率が低いことから、使途の自由な一般財源と受け取られ、また、補助効果の把握も困難なことから、補助目的を明確にし、補助効果がより高まるよう制度の見直しについて検討する必要がある。

(2) 補助金交付要綱（補助金額の算定基準を含む。）を交付対象者に明示するとともに、交付対象者や補助対象外経費、補助金額算出の基礎数値となる教員や生徒などの明確化について検討する必要がある。

(3) 実績報告書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査を行うなど、実績確認を厳正に行うこと。

(4) 公認会計士等による外部監査について、適切に取扱うよう指導すること。

4 教職員の退職金共済制度について

《問題点》

(1) 加入率が低い

退職金共済制度は、北専各連が実施主体であり、昭和47年に私立各種学校を対象として創設され、昭和51年に専修学校制度が発足してからは、専修学校も含めた制度となっている。

学校の設置者が、教職員に支給する退職手当の原資を、相互扶助の考え方に立って共同で積立てているもので、毎月の積立額は、対象教職員の標準給与月額99/1000となっている。

道は、この制度に対し、教職員の福利厚生の増進を目的として、昭和47年度以降毎年度補助金を交付（昭和55年度から60年度までは不交付）しており、平成11年度の補助金額は1,366万8,000円となっている。

しかし、制度開始時には、166校、973人を数えていた加入者が、年々低下し、平成12年3月末現在の加入者は、専修学校49校463人、各種学校12校125人、合計61校で

588人となり、結果として、少数の者を対象とした制度となっている。

(2) 対象外の教職員が加入している

北専各連の教職員退職手当資金給付事業規則第2条によると、給付の対象者は、私立専修学校、私立各種学校等に勤務する専任の校長、教員、事務職員その他専任の職員となっているが、これらに該当しない非常勤の教員や法人の常勤役員が加入している。

《改善意見》

(1) 北専各連の退職金共済制度については、道費助成が行われているなど、教職員の人材確保の上からも重要な役割を担うものであることから、加入率の向上について、北専各連に対し指導すること。

(2) 給付対象者について、制度と実際の運用との間に乖離が生じないよう、制度の整備などについて、北専各連に対し指導すること。

保健福祉部所管の道単独補助事業について

第1 監査の概要

1 監査の対象

保健福祉部所管の道単独補助事業のうち、「わがまち福祉振興事業」（以下「わがまち事業」という。）を監査の対象とした。

2 監査の主眼

わがまち事業について、次の点を主眼に検証した。

(1) 補助制度は適切なものとなっているか

(2) 補助事業の趣旨に合致した補助内容となっているか。また、事業の効果は上がっているか

(3) 補助対象とした経費は適切であるか

(4) 補助金の交付申請・実績報告に係る事務は適切に行われているか

(5) 補助事業により取得した施設・設備等は適切に管理、運営されているか

3 監査の実施概要

(1) 対象部局

本庁保健福祉部及び支庁社会福祉課

(2) 関係人調査対象機関

市町村、社会福祉団体等

(3) 実施期間

平成12年11月から平成13年7月まで

(4) 監査対象年度

平成10年度から12年度まで



(5) 監査の方法

監査対象部局に対し、実地監査を実施するとともに、市町村、社会福祉団体等に対して訪問調査を実施した。

また、必要に応じ対象施設の現地調査を実施した。

第2 監査対象補助事業等の概要

道の保健医療福祉行政の施策は、保健医療福祉計画に基づき「道民とともに進める保健医療福祉」、「だれもが健康で暮らすことができる保健医療体制」などの7項目を重点として、各種の補助事業、融資事業、委託事業等を実施している。

わがまち事業は、上記のうち、「道民とともに進める保健医療福祉」の「保健医療福祉を進める環境の整備」の中で位置付けられており、市町村における地域の実情や住民のニーズに対応して、福祉のまちづくりの促進、在宅の高齢者、障害者（児）の社会参加の促進や自立支援、子どもの健全育成促進、高齢者等の冬の生活支援に関する福祉施策等の推進を奨励するため、市町村に対し、わがまち福祉振興事業運営要綱に定める事業（以下「細事業」という。）ごとの補助対象経費の二分の一又は補助基準額の二分の一を限度として助成を行うものである。

平成10年度～12年度における細事業ごとの交付実績は別表のとおりである。

なお、本事業は、平成8年度に創設され、平成13年度には、地域政策補助金（福祉振興・介護保険基盤整備事業）に移行した。

第3 監査の結果及び改善意見

1 補助制度について

《問題点》

(1) 「北海道福祉のまちづくり条例」の趣旨が生かされていない

ア 道では、施設等の整備を行う場合は「北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）」（以下「まちづくり条例」という。）に基づいて、必要な整備を行うよう配慮することを通知公報により、支庁及び市町村に求めている。

まちづくり条例第17条は、「知事は公共的施設の出入口等、不特定多数の者の利用に供する部分の構造及び設備に関し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるように整備するために必要な基準（以下「基礎的基準」という。）を定めること、その基準は規則で定める」ことを規定している。

また、まちづくり条例第18条においては、「公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を基礎的基準に適合させるよう努めなければならない」としている。

細事業における「福祉環境整備促進事業」の補助対象経費は、まちづくり条例に定める対象施設及び整備対象箇所の改善等に要する経費とされ、わがまち福祉振興事業運営要綱（以下「運営要綱」という。）においても、補助金の交付に当たって

は、原則として、まちづくり条例に基づき公共的施設の基準を満たす整備を対象とする旨、定められている。

しかし、一部を除いて、まちづくり条例施行規則に定める基礎的基準を満たしていないのに、単に利便性が向上することなどを理由として補助の対象としているものが広範に見られた。それらはわがまち事業の補助の対象として不適切であるのみならず、まちづくり条例の趣旨が生かされていない結果となっていた。

イ 道では、まちづくり条例の施策として、財政上の措置等各種の取組みを行っているが、わがまち事業と比べ、取扱いに差が生じているものが見られる。

例えば北海道福祉のまちづくり資金は、民間事業者等が店舗等を改修又は新築する場合の融資事業であり、基礎的基準を満たさない場合にあっては融資は受けられないこととなっているが、わがまち事業においては市町村に対する補助事業であるにもかかわらず、まちづくり条例の基礎的基準を満たさなくとも補助の対象とするなど整合性に欠けているものと認められた。

(2) 国庫補助事業等と制度上、一部重複が認められる  
一般的に補助金の交付要綱においては、他事業との経費の重複等を避ける意味からも、他の補助金の交付の対象となるものは除くこととされており、わがまち福祉振興事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）においても「この補助金は、市町村が実施する事業を交付の対象とする。ただし、国庫補助事業等他の公的助成制度があるものは交付の対象外とする。」旨、規定されているが、国庫補助事業等と制度上、一部重複が認められた。

(3) 類似の細事業間において、合理的な理由がないにもかかわらず、事業内容や補助対象経費に差異がある

ア 車両購入を補助の対象とする4つの細事業で、次の表のとおり補助対象経費に差異があることから、支庁において補助対象経費の捉え方が区々となっていた。

《細事業ごとの補助対象経費》

| 細事業名<br>年 度 | 補 助 対 象 経 費             |                               |                            |                               |
|-------------|-------------------------|-------------------------------|----------------------------|-------------------------------|
|             | 福祉バス購入事業                | 在宅福祉サービス車購入事業                 | ホームヘルプ活動車両購入事業             | 移動児童館車両購入事業                   |
| 平成10年度      | 福祉バス（附属設備を含む。）の購入に要する経費 | 在宅福祉サービス車等の購入に要する経費（附属設備を含む。） | ホームヘルプ活動用車両の購入に要する経費（自動車損害 | 移動児童館の開設に必要な車両の購入に要する経費（自動車損害 |



|        |                                |                                 | 賠償責任保険料、自動車重量税、登録手数料は対象外とする。） | 賠償責任保険料、自動車重量税、登録手数料は対象外とする。）  |
|--------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 平成11年度 | 同 上                            | 同 上                             | 同 上                           | 同 上                            |
| 平成12年度 | 福祉バス（附属設備を含む。）の購入に要する経費（備品購入費） | 車両購入に必要な経費（附属設備を含む。（備品購入費、需用費）） | 同 上                           | 移動児童館の開設に必要な車両の購入に要する経費（備品購入費） |
|        |                                |                                 |                               |                                |

イ わがまち事業は、立ち上げ支援を補助の目的としていることから設備の整備については、施設設置等に伴う初度設備に限定すべきと考えるが、交付要綱上、初度設備でないものも補助の対象となっていた。また、同一の細事業内においても初度設備に限定するものとならないものとが混在していた。

- (4) 運営要綱に規定する対象者の範囲と市町村の対象者の範囲に差異がある  
細事業の「重度障害者タクシー料金補助事業」において、道の運営要綱上は、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級である障害者（児）を対象者としているのに対し、市町村では、1級及び2級の障害者（児）のうち、内部障害者、聴覚障害者、上肢障害者を除くなど、その対象者の範囲を決めて事業を実施しているため、補助事業が期待する水準に達していないと認められるものがあつた。
- (5) 補助基準額の設定方法等が適切なものとなっていない  
補助基準額は一般的に事業の標準的な経費を示すとともに、補助の対象とする経費の上限額を設定することや予算の範囲内での効果的な配分を目的に設定されているものである。わがまち事業においては、一市町村当たりでの補助基準額を設定しているものや一箇所当たりで補助基準額を設定しているもののほかに、対象者一人当たり又は人口規模に応じて段階的な補助基準額を設定しているものなどがある。また、補助基準額の設定方法の基本的考え方は、細事業ごとに①標準的経費を積上げているもの、②必要経費を積み上げているもの、③類似事業を参考に設定しているもの、④実勢価格を参考にしているものなどがある。
- ア 細事業の中には、人口規模又は補助の対象となる者の数が考慮されずに補助基準額が設定されているため、市町村間で補助対象経費と補助金の額との比（実際の補助率）に著しい隔たりの生じているものが認められた。

《重度障害者タクシー料金補助事業の補助の実際例》

(単位：円)

| 補助対象経費<br>a | 補助基準額<br>b | 補助基本額<br>c<br>(aとbの低い額) | 補助率<br>d | 補助金額<br>e<br>(c×d) | 実際の補助率<br>f<br>(e/a) |
|-------------|------------|-------------------------|----------|--------------------|----------------------|
| A市          | 11,184,720 | 1,050,000               | 1/2      | 525,000            | 0.047                |
| B町          | 435,000    | 1,050,000               | 435,000  | 217,500            | 0.5                  |

イ 個人へ給付される事業において、道は市町村ごとの補助基準額のみを設定し、給付額の統一した基準額を設定していないため、市町村によって個人への給付額に著しい差が生じているものがあつた。

例えば細事業の「地域生活支援事業」は、市町村が、対象となる高齢者世帯等に対して冬期間の燃料費等を給付する場合に補助金を交付するものであるが、給付額が1世帯当たり30,000円のC村と3,100円のD町の例などが認められた。

- (6) 市町村の福祉施策が体系的に実施されるよう配慮がされていない  
道では、市町村の福祉施策が体系的に実施されるよう十分配慮することを支庁、市町村に求めているが、福祉施策の体系化について市町村に対して具体的に示しているものはなかった。また、支庁においても市町村の福祉施策の体系化について確認している事例は特に認められなかった。

《改善意見》

- (1) まちづくり条例の趣旨にかんがみ、基礎的基準を満たしていないものについては、原則として、補助の対象とすべきでないことから、補助制度の適切な取扱いを行うこと。

また、北海道福祉のまちづくり資金など道の他の事業との整合性が図られるよう検討する必要がある。

- (2) 国庫補助事業等、他の助成制度との一部重複があるものについては、わがまち事業の見直しを検討する必要がある。
- (3) 細事業ごとに、補助の対象となるものを明確にするとともに、類似事業の補助対象経費の取扱いに差異が生じないよう統一を図ること。
- (4) 運営要綱に規定する対象者の範囲が市町村においても担保されるよう指導すること。
- (5) 補助基準額の見直しについて検討する必要がある。
- (6) わがまち事業を通して、市町村の福祉施策の体系化が図られるよう、基本的な考え方を示すなど検討する必要がある。
- 2 補助事業の趣旨及び事業効果について

《問題点》

(1) 補助事業の趣旨に合致した補助内容となっていない

ア わがまち事業は、市町村が事業を立ち上げる際に支援を行うことを目的に実施されているものであり、また、一般的な補助金の性格として、自力執行が困難な者に対して補助するという趣旨を考えると、市町村が従来から事業化しているものや補助制度の有無に関係なく当然に事業を実施したと考えられるものについては、補助の対象とならないものと解されるが、それらを補助の対象としている事例が広範に見られた。

一方、補助制度を創設する道においても、交付決定を行う支庁においても、市町村が従来から事業化しているものなどについての確認を行った事例は見られなかった。

イ 運営費等に係る補助事業については、事業立上げ支援の趣旨から、平成12年度は6細事業において一市町村3年間の期限を設けているが、同じ運営費等に係る補助事業でありながら3年間の期限を設けていない事業もあり、細事業ごとの取扱いに差異があるものと認められた。

(2) 事業効果について検証されていない

ア 細事業ごとの事業効果について、道では指標を設けておらず、事業を実施することにより住民の福祉の向上が図られることや市町村からの事業要望が毎年度継続的にあることをもって事業の効果と捉えているのみであり、特に検証は行われていなかった。

イ わがまち事業の補助金交付額は、交付要綱において、「細事業ごとに次により算出された額以内の額の合計額とする。ただし、合計額が55万円に満たない場合は、補助金を交付しないものとする。」と規定されていることから、補助額が少額となる細事業を組み合わせて25万円を満たしている事例もある。本来、自力執行困難な者に対して補助するという補助金の性格上、細事業1件当たりの補助額が少額である場合にあっては、事業の効果や補助の必要性について検討すべきであるが、特に検討は行われていなかった。

《改善意見》

(1) 市町村の事業の立上げ支援の趣旨に則した事業となるよう、市町村の事業内容等について確認を行うこと。

また、確認結果等によっては、細事業ごとの継続の必要性や事業年限について検討する必要がある。

(2) 事業の創設、存続及び廃止に当たっては、事業効果の把握が必須であることから、事業効果の測定方法等について、検討する必要がある。

また、細事業の補助下限額等の設定について検討する必要がある。

3 補助対象経費について

《問題点》

(1) 補助の対象としたものの中には、①補助対象経費となっていない節科目により執行されたもの、②補助対象となっていない事業を対象としていたもの、③まちづくり条例や運営要綱等に定める基準を満たしていないもの、④事業目的との関連性が希薄なもの、⑤補助金の算定方法に誤りのあるものなどが相当数認められた。

なお、主な細事業ごとの不適切な事例は、別記のとおりである。

(2) 交付要綱上、事業に必要な経費が補助対象経費として明記されていない

ア 交付要綱において、委託料や補助金が対象経費として明記されていないのに、運営要綱においては、市町村が委託又は助成するものを補助の対象としているなど交付要綱と運営要綱との間で齟齬が認められた。

また、その結果、支庁において補助の対象外となるものを補助の対象と誤認するなどの事例が認められた。

イ データベースの構築において、ソフトを開発する場合は通常、市町村での自力開発が困難であることから、業者委託を伴うものであるが、交付要綱には委託料が対象科目となっていないなど、事業の実施方法と交付要綱・運営要綱との間に齟齬が生じていた。

(3) 設備整備事業において、消耗品が補助の対象経費となっている

一般的に補助金の補助対象科目に需用費が掲げられている場合は、需用費の内訳として消耗品費、食糧費、燃料費、光熱水費等が含まれるためにそれらも補助の対象となるが、設備整備に関する細事業においても、需用費が補助対象経費となっていることから、通常、設備と認めがたい消耗品が補助の対象となっている事例が散見された。

(4) 交付要綱上、補助の対象とするものについての定義が曖昧となっている

ア 細事業の「高齢者・障害者作業所等整備事業」については、施設の定義、設置の基準、管理・運営方法等を具体的に示していないことから、施設の位置付け等が曖昧となっており、補助の対象としたものが区々となっていた。

イ 細事業の「福祉バス購入事業」の補助基準額は、中型バスを基に630万円と設定されたものであるが、バスの定義が明確になっていないことから補助の実際例では、ワゴン車を294万円で購入したもののや、補助基準額を大幅に上回る2,831万円で購入しているものなどが認められた。

ウ 細事業の「地域生活支援事業」において、対象となる高齢者の定義が明確になっていないことから、市町村において対象者が区々となっていた。また、細事業間においても高齢者の範囲が区々となっているものと認められた。

《改善意見》

- (1) 交付決定を行う支庁にあっては、交付申請書の内容を精査するとともに必要に応じて、市町村からのヒアリングを実施するなど、補助内容や補助の対象となる経費の確認を行うこと。また、間接補助事業や市町村の委託事業についても不適切な事例があったことから、同様の確認が市町村において行われるよう指導を行うこと。
- さらに、額の確定に当たっては、実績報告書に支出証拠書類の添付を求めるなど、仮にも補助対象外経費を補助の対象とすることのないよう十分な確認を行うこと。なお、補助対象経費の誤りについては、経費を再算定の上、適切な事務処理を行うこと。
- (2) 事業の実施に当たって、真に必要な経費については、交付要綱に節科目を示すこと。また、委託や間接補助が必要なものについて交付要綱と運営要綱との間で統一を図ること。
- (3) 事業の趣旨、実施方法等から見て、設備に該当しない経費については、交付要綱の対象経費から除外するなど、対象経費の取扱いについて検討をする必要がある。
- (4) 細事業の目的に沿って、施設の定義、設置の基準、管理・運営方法等を具体的に示すよう検討する必要がある。
- また、補助の対象とするものの定義を明確にすること。
- 4 補助金の交付申請・実績報告に係る事務について
- 《問題点》
- (1) 補助金の交付事務手続きが適切に行われていない
- ア 補助指令文に必要な条件が付されていないものや必要のない条件が付されているものがあった。
- イ 交付申請書に設計書、平面図等の添付がなされていないまま交付決定が行われているものがあった。
- ウ 運営要綱で市町村が定めることとされている管理規定、運営要領等を確認せずに交付決定しているものがあった。
- エ 事業の始期、事業完了日を一律、4月1日、3月31日としているものがあった。
- (2) 指令前着手となっていた
- 補助事業は、それに係る補助金の交付の決定を受けた後に着手すべきことが原則であるが、補助金の交付決定前に事業に着手するいわゆる指令前着手となっているものが広範に見られた。
- しかし、交付申請時に指令前着手となることについての理由書を求めるなど実態の把握は行われていなかった。
- (3) 変更手続きが適切に行われていない
- 補助対象経費の額の10分の1を超える変更があるときや補助対象事業の内容を変更するときには、支庁長の承認を受けなければならないこととされているが、受けてい

- ないものがあった。
- (4) 工事完成届の提出が適切に行われていない
- ア 工事完成届が契約単位ではなく、一括提出されているものがあった。
- イ 工事完成届が提出されていないものがあった。
- (5) 補助金の実績報告に係る事務が適切に行われていない
- ア 支庁での額の確定は、市町村からの実績報告書のみで現地調査や支出証拠書類による確認は行われていなかった。
- イ 実績報告が事業完了の日から30日以内に行われていないものがあった。
- ウ 額の確定が事業実績報告書受理後、20日以内に行われていないものがあった。
- エ 運営要綱に定める要件を確認せずに額の確定を行っているものがあった。
- オ 工事図面、完成写真等が添付されずに額の確定を行っているものがあった。
- 《改善意見》
- (1) 北海道補助金等交付規則及び同運用方針の趣旨に沿って的確な審査や適切な事務処理を行うとともに、市町村に対しても適切に指導すること。
- (2) やむを得ず指令前着手となるものについては、理由書を求めるなどにより事業の進捗状況等実態の把握をすること。
- (3) 補助事業の内容に変更があった場合には、速やかに変更承認申請を行うよう市町村に対し適切に指導すること。
- (4) 工事完成届を適期に提出するよう市町村を指導すること。
- (5) 事業の実績報告及び額の確定は、適時、適切に行うよう十分に指導すること。
- 特に、額の確定に当たっては、北海道補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について」（平成12年3月29日付け納局長通知）に基づき、現地調査等の一層の活用を図ること。
- 5 補助事業により取得した施設・設備等の管理について
- 《問題点》
- (1) 補助事業により取得した施設・設備等の管理の方法が適切でない
- ア 細事業の「除雪ロータリー等購入事業」は運営要綱上、市町村が除雪を行うこととなっているが、除雪ロータリーを団体に貸付けしているものがあった。また、貸付に当たって貸付契約を結んでおらず、使用簿もなかった。
- イ 間接補助事業において、備品台帳等の整備を行っていないものがあった。
- ウ 高齢者等福祉寮について、不動産登記法の規定に基づく登記を行っていないものがあった。
- エ 老人クラブの初度設備（カラオケ装置、テレビ、コピー機等）を個人宅で管理しているものがあった。
- (2) 補助目的どおりの使用が行われていない



別記

《主な細事業ごとの不適切な事例》

| 細事業名         | 事業の概略                                                                | 補助対象経費                                                           | 不適切な事例                                                                                   |
|--------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 福祉環境整備促進事業 | 障害者・高齢者等の行動上制限を受ける人々の社会参加の機会の拡大を図ることができようまちづくり条例に基づき、公共的施設の改善、整備を図る。 | まちづくり条例に定める対象施設及び整備対象箇所の改善等に要する経費（需用費、役務費、委託料、工事請負費、負担金、補助及び交付金） | (1) 身障者用便所の設置において、単に和式から洋式への改善工事を補助の対象としていたもの<br>(2) 自然劣化による歩道の維持補修を段差の解消とし、補助の対象としていたもの |
| 2 ふれあいデ      | 「道民福祉の日」                                                             | 事業開催に必要                                                          | (1) 間接補助事業において、                                                                          |

|                                                                |                                                                  |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一推進事業<br>(H12～)                                                | の趣旨の普及啓発を推進するため、児童や障害者、高齢者等の交流を通じ、福祉環境を醸成する事業を支援する。              | な経費（報償費、旅費、需用費（会食経費を除く。）役務費、使用料及び賃借料、委託料、負担金、補助及び交付金）          | 収入が支出を超過していたことから補助対象経費が発生しないもの                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 3 障害者社会参加生きがい促進運営事業<br>(H11)<br>高齢者・障害者社会参加生きがい促進運営事業<br>(H10) | 作品コーナーの設置運営や高齢者の生活の知恵の伝承活動、スポーツレクリエーション大会等を通じ高齢者や障害者の生きがいの増進を図る。 | 事業に要する経費（報償費、人件費、旅費、需用費（食糧費については茶菓・弁当代に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料等） | (1) 精算額が申請時よりも低額のため補助金が過大となっていたもの<br>(2) 食糧費について、酒代、オーブドル代等を補助対象としていたもの<br>(3) 毎年行っている町の敬老会において、金婚式該当者、80歳以上の者などを対象に記念品・お祝品を支給し、それらを補助の対象としていたもの<br>(4) スポーツ大会の参加賞及び景品を商品券や現金で支給し、それらを補助の対象としていたもの<br>(5) 平成11年度は高齢者に係る経費が補助対象となっていないのに補助の対象としていたもの<br>(6) 市職員の時間外勤務手当を補助の対象としていたもの |
| 4 高齢者・障害者作業所等整備事業                                              | 高齢者や障害者が希望する仕事を通じて生きがいの充実や社会参加が図られるよう、作業所等を整備し、就                 | 施設又は高齢者事業団の設置運営に必要な初度設備等（備品購入費、需用費、原材料費、負担                     | (1) 設立後数年経過した団体の設備等を初度設備として補助の対象としていたもの<br>(2) 町民センター研修室を作業所とし、整備した備品を補助の対象としていたもの                                                                                                                                                                                                  |

|                         |                                                 |                                                      |                                                                                                                                                           |
|-------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | 業機会の増大と福祉の増進を図る。                                | 金、補助及び交付金)                                           | (3) 過年度購入に係るものの補助の対象としていたもの<br>(4) 間接補助事業において、町から翌年度に補助金が交付されていたもの<br>(5) 間接補助事業において、翌年度繰越金が生じていたもの<br>(6) 公園内の一部を作業所として、バラの樹名板等を補助の対象としていたもの             |
| 5 高齢者作業所等運営事業           | 新たに高齢者農園等を設置した場合において、作業の指導に当たる指導員を設置する。         | 共同作業所における作業指導員の人件費に要する経費（賃金、共済費、諸手当）                 | (1) 作業所の目的（就労機会の増大）や補助の目的に合致していない高齢者陶芸教室の指導員人件費を補助の対象としていたもの<br>(2) 公園の管理人を作業指導員として、その人件費を補助の対象としていたもの                                                    |
| 6 福祉の家設置事業              | 高齢者及び障害者の教養の向上、健康の増進、レクリエーション及び地域社会との交流の場を確保する。 | 福祉の家の設置に要する経費（工事請負費）                                 | (1) 運営要綱では、高齢者及び障害者の利用となつてゐるが、施設には老人福祉会館の看板とともに単位老人クラブの看板が掲げられていたもの                                                                                       |
| 7 高齢者・障害者社会参加生きがい促進整備事業 | 老人クラブの設立運営に必要な設備の整備、高齢者及び障害者のスポーツ設備の整備などを行う。    | 施設設置に必要な設備等に要する経費（備品購入費、需用費、原材料料費、工事請負費、負担金、補助及び交付金） | (1) 市町村が老人クラブへ補助金として支出する場合は別に国庫補助事業があることから対象とならないのに、補助の対象としていたもの<br>(2) 老人クラブの会旗、会長印等、初度設備として認めた経費を補助対象としていたもの<br>(3) 建物の施設整備に併せて整備するような石油ストーブ、テーブル、消火器、ジ |

|                   |                                                                          |                                                            |                                                                                                                   |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   |                                                                          |                                                            | ユータン等を補助の対象としていたもの<br>(4) 病院建設に伴い、デートボール場を移設したが、その整備費を補助の対象としていたもの<br>(5) 前年度以前に設立の老人クラブの備品整備を初度設備として補助の対象としていたもの |
| 8 福祉バス購入事業        | 老人クラブ、障害者（児）団体及び各種グループのレクリエーション、集会の送迎や関係団体の実施する事業等を利用するため、市町村に福祉バスを設置する。 | 福祉バスの購入に要する経費（備品購入費）                                       | (1) 老人保健施設用送迎を目的に購入されているもの<br>(2) 地域総合整備事業債（地域福祉推進特別対策事業分）が充当されていたもの                                              |
| 9 障害者グループホーム設置事業  | 自炊生活の困難な障害者が住みなれた地域で暮らすことができるように障害者グループホームを設置する。                         | 障害者グループホームの施設整備のために必要な工事請負費及び設備整備に必要な需用費、備品購入費             | (1) 運営要綱に規定する一人当たりの床面積0.9㎡に満たないものを補助の対象としていたもの。                                                                   |
| 10 高齢者グループホーム運営事業 | 高齢者グループホームの専任の世話人による食事提供や介護などの生活援助支援体制を整備する。                             | 高齢者グループホームに必要な経費（委託料、給料、賃金、共済費、諸手当、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料） | (1) 補助対象経費から控除すべき入居者の負担金収入を控除していなかったもの<br>(2) 世話人に対する年末報奨金（報償費）を補助の対象としていたもの                                      |
| 11 高齢者・障害者        | デイホーム、言語                                                                 | デイホーム設置                                                    | (1) 市役所内に整備した高齢                                                                                                   |

|                          |                                                              |                                                        |                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 害者介護療育等設備整備事業（～H11）      | 治療教室、おもちゃ図書館など高齢者の介護や障害児の療育訓練等の設備等の整備などを行う。                  | に要する経費（初度設備）、その他、施設設置に必要な設備に要する経費                      | 者の訪問歯科診療用備品は、施設設置に必要な設備に要する経費ではないのに補助の対象としていたもの                                                                                                                                       |
|                          |                                                              |                                                        |                                                                                                                                                                                       |
| 12 在宅福祉サービス設備整備事業        | 在宅福祉サービス（給食調理設備、会食用設備、ふとん乾燥機、在宅福祉データーベース、その他）の実施に必要な設備を整備する。 | 在宅福祉サービスの実施に必要な設備に要する経費（備品購入費、需用費）                     | (1) 在宅福祉サービスとは直接関係がない町民保養施設の備品（ロビー椅子、灰皿、血圧計、体重計）を補助の対象としていたもの<br>(2) 公営住宅（改良住宅）の集會室に備品（テレビ、ストーブ等）を整備し、補助の対象としていたもの<br>(3) 別に国庫補助事業があることから補助の対象とならないのに在宅介護支援センターに設置したパソコンを補助の対象としていたもの |
| 13 在宅福祉サービス車購入事業         | 在宅福祉サービスの提供に供する車両を市町村に設置する。                                  | 在宅福祉サービス用車両の購入に要する経費（備品購入費、需用費）                        | (1) 自動車重量税（公課費）、自動車損害賠償責任保険料（役務費）を補助の対象としていたもの                                                                                                                                        |
| 14 ホームヘルパー活動車両購入事業（～H11） | ホームヘルパーの訪問活動用車両の整備を図る。                                       | ホームヘルパー活動車両購入に要する経費（自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、登録手数料は対象外とする。） | (1) 補助の対象は市町村が購入する車両であるのに団体が購入した車両を補助の対象としていたもの<br>(2) 登録手数料等を補助対象経費としていたもの                                                                                                           |
| 15 福祉用具活用促進事業            | 市町村が福祉機器を整備し、在宅生活の支援を図る。                                     | 福祉機器の購入、運搬、レンタルによる常設展示、                                | (1) 福祉用具と認められない展示用のショーケース、パソコンラック等を補助の対象                                                                                                                                              |

|                    |                                                       |                                                                                        |                                                                                                                              |
|--------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    |                                                       |                                                                                        |                                                                                                                              |
| 16 緊急通報器具整備事業      | ひとり暮らし老人等の家庭内の事故を未然に防止するため、福祉ベル、シルバートーン等、簡易通信機器を整備する。 | 緊急通報器具整備のために市町村が補助した額（負担金、補助及び交付金）                                                     | (1) 保守点検に係る委託料を補助対象としていたもの                                                                                                   |
| 17 重度障害者タクシー料金補助事業 | 重度障害者（児）の生活圏域拡大を容易にするため、タクシー料金の助成を行う。                 | 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級の者がタクシーを利用するのに要する経費（負担金、補助及び交付金、タクシーチケット作成に係る経費等は、対象外とする。） | (1) タクシーチケットの印刷費を補助の対象としていたもの<br>(2) 療育手帳Aの者を補助の対象としていたもの<br>(3) 自家用乗用車の燃料費を補助の対象としていたもの<br>(4) 団体に業務を委託し、その委託料を補助の対象としていたもの |
| 18 自動車運転免許取得費補助事業  | 身体障害者が自動車運転免許を取得することによって就労等社会活動への参加を促進する。             | 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が4級以上の者が運転免許取得のために市町村が補助した額                                       | (1) 免許の取得に要する経費の支出及び免許の取得年度が過年度（前年度、前前年度）の者を補助の対象としていたもの                                                                     |



|                             |                                                                                        |                                                                                                   |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             | (負担金、補助及び交付金)                                                                          |                                                                                                   |
| 19 デイサービスセンター等整備促進事業（～H11）  | デイサービスセンター及び在宅介護支援センター運営事業を行うため、既存施設の改修等を行う市町村に対して、その必要な経費を助成する。                       | デイサービスセンター等の施設整備（改修費）及び設備整備（初度設備）に必要な経費                                                           |
| 20 知的障害者ホームステイ促進事業          | 施設入所者を一般家庭が受け入れることで、地域住民との交流、在宅生活への移行を図る。                                              | 知的障害者のホームステイの促進に係る経費（報償費、旅費、需用費（会食経費を除く。）役務費）                                                     |
| 21 総合在宅ケアセンター総合初度整備事業（～H11） | 総合在宅ケアセンター（在宅介護支援センターと訪問看護ステーションが一体化したもの）にヘルパーステーションを付設することにより、利用者の個々のニーズに対応する体制を整備する。 | 総合在宅ケアセンター（在宅介護支援センターと訪問看護ステーションが一体化したもの）にヘルパーステーションを整備する際の初度整備費                                  |
| 22 在宅介護支援センターまちなかび相談所設置事業   | 在宅介護支援センターの機能を強化するため、地域住民の身近な場所に相談所を設置する。                                              | 在宅介護支援センターまちなかび相談所設置事業に要する経費（需用費、役務費、報償費、備品購入費、委託料、使用料及び                                          |
|                             | (1) 訪問看護ステーション部分の改修を含めて補助の対象としていたもの                                                    | (1) まちなかび相談所の事業内容と直接関係のない車検代等を補助の対象としていたもの<br>(2) 相談員に対する研修の際の弁当代を補助の対象としていたもの<br>(3) 事務用品の購入量が過大 |

|                 |                                                            |                                           |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 23 健全育成促進設備整備事業 | 児童の健全育成や子育て支援を推進するために市町村が行う事業に必要な設備を整備する。                  | 事業に必要な設備整備に要する経費（備品購入費、需用費、負担金、補助及び交付金）   | であったもの                                                                                                                                                                                                               |
| 24 地域生活支援事業     | 低所得の状況にある高齢者や障害者等の世帯の燃料費を始めとする冬期間の増嵩経費に対する経済的支援を行う。        | 冬季の増嵩経費に着目した事業に要する経費（扶助費、世帯給付実額のみを対象とする。） | (1) 遊具と認められない児童館の事務室、集会室に係る備品（机、掃除機等）を補助の対象としていたもの<br>(2) 遊具と認められないアンプ、スピーカー等音響機器を補助の対象としていたもの<br>(3) 町立体育館のトレーニングルームに設置したコードレスバイク等を補助の対象としていたもの<br>(4) 別に国庫補助事業があることから補助の対象とならないのに、へき地保育所や学童保育所に設置した遊具を補助の対象としていたもの |
| 25 地域活動支援事業     | 住民福祉活動を展開している町内会や自治会等が高齢者や障害者を地域で支えるために実施する冬期間の事業に対して助成する。 | 市町村が助成する経費（負担金、補助及び交付金、市町村の委託事業は除く。）      | (1) 市町村の委託事業を補助の対象としていたもの                                                                                                                                                                                            |

別表

《わがまち福祉振興事業補助金交付実績》

(単位：円)

| 細 事 業 名               | 平成12年度 |            | 平成11年度 |            | 平成10年度 |            |
|-----------------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|
|                       | 件数     | 金 額        | 件数     | 金 額        | 件数     | 金 額        |
| 福祉環境整備促進事業            | 24     | 24,222,037 | 25     | 27,789,676 | 31     | 37,730,979 |
| ふれ愛デー推進事業             | 13     | 1,675,094  | —      | —          | —      | —          |
| 高齢者・障害者作業所等整備事業       | 5      | 7,040,000  | 10     | 17,965,572 | 20     | 26,874,917 |
| 高齢者作業所等運営事業           | 1      | 60,000     | 4      | 555,000    | 9      | 1,065,000  |
| 福祉の家設置事業              | 2      | 7,140,000  | 3      | 26,010,000 | 3      | 15,810,000 |
| 高齢者・障害者社会参加生きがい促進整備事業 | 13     | 3,035,405  | 18     | 4,430,630  | 31     | 5,683,551  |
| 障害者社会参加生きがい促進運営事業     | —      | —          | 19     | 2,708,206  | —      | —          |
| 高齢者・障害者社会参加生きがい促進運営事業 | —      | —          | —      | —          | 92     | 13,441,732 |
| 福祉・バス購入事業             | 6      | 17,219,370 | 19     | 59,850,000 | 9      | 26,356,250 |
| 車両乗降リフト整備事業           | 2      | 551,250    | 1      | 315,000    | 1      | 315,000    |
| 盲導犬取得費補助事業            | 6      | 1,734,000  | 2      | 1,156,000  | 4      | 1,156,000  |
| 障害者等共同利用機器購入事業        | 0      | 0          | 1      | 693,000    | 1      | 324,450    |
| 障害者グループホーム設置事業        | 4      | 15,982,500 | —      | —          | —      | —          |
| 高齢者等グループホーム設置事業       | —      | —          | 1      | 5,667,210  | —      | —          |
| 高齢者等福祉寮設置事業           | —      | —          | —      | —          | 2      | 31,128,250 |
| 高齢者グループホーム運営事業        | 9      | 21,072,813 | —      | —          | —      | —          |
| 高齢者等グループホーム運営事業       | —      | —          | 6      | 17,100,000 | 7      | 16,851,000 |
| 障害者介護療育等設備整備事業        | 3      | 536,862    | —      | —          | —      | —          |
| 高齢者・障害者介護療育等設備整備事業    | —      | —          | 7      | 930,038    | 9      | 1,760,163  |
| 在宅福祉サービス設備整備事業        | 7      | 7,680,855  | 21     | 28,281,514 | 33     | 41,597,935 |
| 在宅福祉サービス車購入事業         | 18     | 24,547,682 | 17     | 24,829,576 | 20     | 25,260,807 |
| ホームヘルパー活動車両購入事業       | —      | —          | 28     | 17,563,524 | 41     | 23,915,449 |
| 福祉用具活用促進事業            | 10     | 3,726,209  | 30     | 14,101,107 | 43     | 16,932,511 |

|                       |     |             |     |             |     |             |
|-----------------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|-------------|
| 自助具給付事業               | 9   | 1,328,996   | 18  | 5,497,315   | 15  | 4,124,374   |
| 緊急通報器具整備事業            | 1   | 126,000     | 3   | 232,000     | 2   | 140,000     |
| 重度障害者タクシー料金補助事業       | 20  | 6,020,640   | 46  | 16,053,611  | 95  | 35,901,510  |
| 自動車運転免許取得費補助事業        | 12  | 839,000     | 15  | 1,519,500   | 16  | 1,463,000   |
| 福祉の店設置促進事業            | 0   | 0           | 3   | 2,899,380   | 2   | 1,500,000   |
| 障害者デイサービスセンター整備促進事業   | 0   | 0           | —   | —           | —   | —           |
| デイサービスセンター等整備促進事業     | —   | —           | 4   | 11,325,258  | 7   | 21,594,950  |
| 痴呆性老人グループホーム施設整備事業    | —   | —           | —   | —           | 2   | 40,000,000  |
| 総合在宅ケアセンター総合型初度整備事業   | —   | —           | 2   | 1,499,175   | 3   | 1,999,800   |
| 知的障害者ホームステイ促進事業       | 1   | 237,640     | 2   | 789,200     | —   | —           |
| 精神薄弱者ホームステイ促進事業       | —   | —           | —   | —           | 1   | 551,000     |
| 在宅介護支援センターまちなか相談所設置事業 | 15  | 3,589,532   | 7   | 1,739,378   | —   | —           |
| 健全育成促進設備整備事業          | 15  | 6,612,068   | 31  | 12,668,436  | 40  | 17,379,903  |
| 移動児童館車両購入事業           | 0   | 0           | 0   | 0           | 2   | 1,659,000   |
| 民間保育施設支援事業            | 2   | 818,750     | 1   | 525,000     | 4   | 1,311,230   |
| 除排雪サービス事業             | —   | —           | —   | —           | 4   |             |
| 除雪ロータリー等購入事業          | 5   |             | 6   |             | 12  |             |
| 地域生活支援事業              | 40  | 18,531,501  | 49  | 21,469,885  | 46  | 22,987,046  |
| 地域活動支援事業              | 2   |             | 5   |             | 4   |             |
| 合 計                   | 245 | 174,328,204 | 404 | 326,164,191 | 611 | 436,815,807 |

注1) 細事業名欄には、平成10年度から平成12年度まで実施した事業をすべて記載した。  
注2) 件数欄の数字は、細事業を実施した市町村数を表す。  
注3) 同一年度に複数の細事業を実施している市町村があるので、合計欄の数字は延市町村数を表す。  
注4) 件数欄及び金額欄の「—」は、運営要綱上、該当事業がないことを表す。

建設部所管の公益法人の指導監督事務について

第1 監査の概要  
1 監査の対象

建設部所管公益法人の指導監督事務について  
2 監査の主眼  
建設部所管の公益法人に対する許認可及び指導監督事務が適正に行われているかなど



次の点を主眼に検証した。

- (1) 所管官庁としての指導体制は適切か。
- (2) 許認可及び承認・届出等の事務処理は適切に行われているか。
- (3) 公益法人の運営に対する指導は適切に行われているか。
- (4) 経過措置等が適用される法人に対する指導は適切に行われてきたか。

3 監査の実施概要

- (1) 対象部局  
建設部
- (2) 対象範囲  
平成9年度から平成11年度までの期間における建設部が所管する公益法人（59法人）に係る許認可及び指導・監督事務を対象とした。

また、法人運営に関する改善措置等の把握に当たっては、平成12年度に行った事務についても対象とした。

- (3) 実施期間  
平成12年11月から平成13年6月まで
- (4) 監査の方法

監査対象部局に対し、実地監査を実施するとともに、公益法人の運営等の状況を把握するため、15法人を抽出の上、法人を訪問し、調査を実施した。

第2 監査対象事務の概要

1 公益法人の指導監督事務

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益実現を目的として、その公益性が認められた上で設立が許可され、法人格を付与されるものであり、その結果、一定の社会的信用を得るとともに、税制面等で種々の優遇措置等が講ぜられる。

このようなことから、所管官庁は、民法、公益法人に係る主務官庁の権限の委任等に関する政令、公益法人の設立許可及び指導監督基準（以下、「指導監督基準」という。）、知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（以下、「規則」という。）等の規定に基づき法人の許認可等の事務及び許可法人に対する指導監督を行うこととされている。

2 公益法人の概況

(1) 設立目的別の状況

建設部所管の公益法人数は、社団法人が38団体、財団法人が21団体で、主たる設立目的別に区分すると、「産業」に分類されるものが35団体で最も多く全体の59.3%を占め、「生活一般」が25団体で全体の42.4%と続いている。

表1 法人の設立目的別の状況（平成12年3月31日現在）

| 区 分         | 社団法人 (38) |        | 財団法人 (21) |        | 合 計 (59) |        |
|-------------|-----------|--------|-----------|--------|----------|--------|
|             | 法人数       | 割合 (%) | 法人数       | 割合 (%) | 法人数      | 割合 (%) |
| 生 活 一 般     | 9         | 23.7   | 16        | 76.2   | 25       | 42.4   |
| 教 育 ・ 学 術 等 | —         | —      | 1         | 4.8    | 1        | 1.7    |
| 政 治 ・ 行 政   | 2         | 5.3    | 4         | 19.0   | 6        | 10.2   |
| 産 業         | 29        | 76.3   | 6         | 28.6   | 35       | 59.3   |
| 合 計         | 40        | —      | 27        | —      | 67       | —      |

注1 法人数が実法人数より大きくなっているのは、主たる目的が複数ある法人の場合、2つまで各々の分類に計上しているためである。

注2 割合欄の数値は、実法人数に対するものである。

(2) 規模別の状況

公益法人は、基本的に、社団法人においては社員の会費、財団法人においては基本財産の運用益等により公益活動を行うこととなるが、社員及び基本財産の規模別状況は、次のとおりである。

表2 社団法人の社員規模別の状況（平成12年3月31日現在）

| 区 分     | 10社員未満 | 10社員以上<br>100社員未満 | 100社員以上<br>500社員未満 | 500社員以上<br>1,000社員未満 | 1,000社員以上 | 合 計   |
|---------|--------|-------------------|--------------------|----------------------|-----------|-------|
| 法 人 数   | 1      | 19                | 12                 | —                    | 6         | 38    |
| 割 合 (%) | 2.6    | 50.0              | 31.6               | —                    | 15.8      | 100.0 |

表3 財団法人の基本財産規模別の状況（平成12年3月31日現在）

| 区 分     | 500万円未満 | 500万円以上<br>1,000万円未満 | 1,000万円以上<br>3,000万円未満 | 3,000万円以上<br>1億円未満 | 1億円以上 | 合 計   |
|---------|---------|----------------------|------------------------|--------------------|-------|-------|
| 法 人 数   | 2       | —                    | 9                      | 5                  | 5     | 21    |
| 割 合 (%) | 9.5     | —                    | 42.9                   | 23.8               | 23.8  | 100.0 |

(3) 道からの財政的支援の状況

道は、多様化する道民ニーズに対応するため、特定の事業活動を行っている団体に

対して財政的支援を行っている。  
建設部所管の公益法人に対する財政的支援の状況は、次のとおりである。

表4 出捐及び出資の状況（平成12年3月31日現在）

| 区 分     | 500万円未満 | 500万円以上<br>1,000万円未満 | 1,000万円以上<br>5,000万円未満 | 5,000万円以上<br>1億円未満 | 1億円以上 | 合 計 |
|---------|---------|----------------------|------------------------|--------------------|-------|-----|
| 社 団 法 人 | —       | —                    | —                      | —                  | —     | —   |
| 財 団 法 人 | 1       | —                    | 3                      | —                  | 1     | 5   |
| 合 計     | 1       | —                    | 3                      | —                  | 1     | 5   |

表5 委託費及び補助金の交付等の状況（平成11年度）

| 区 分         | 500万円未満 | 500万円以上<br>1,000万円未満 | 1,000万円以上<br>5,000万円未満 | 5,000万円以上<br>1億円未満 | 1億円以上 | 合 計 |
|-------------|---------|----------------------|------------------------|--------------------|-------|-----|
| 委託費         | 1       | 2                    | 1                      | —                  | —     | 4   |
| 補助金         | 3       | 1                    | —                      | —                  | —     | 4   |
| 財団法人<br>委託費 | —       | 1                    | 1                      | —                  | 4     | 6   |
| 財団法人<br>補助金 | —       | 1                    | 1                      | —                  | —     | 2   |
| 委託費         | 1       | 3                    | 2                      | —                  | 4     | 10  |
| 補助金         | 3       | 2                    | 1                      | —                  | —     | 6   |

(4) 常勤役員報酬の状況  
指導監督基準では、常勤役員の報酬等について不当に高額又は多額なものとはならないよう規定されている。

建設部所管の公益法人の常勤役員報酬の状況は、次のとおりである。

表6 平均年間報酬額の状況（平成11年度）

| 区 分     | 有 給 役 員<br>な し | 400万円未満 | 400万円以上<br>800万円未満 | 800万円以上<br>1,200万円未満 | 1,200万円以上 | 合 計 |
|---------|----------------|---------|--------------------|----------------------|-----------|-----|
| 社 団 法 人 | 16             | 2       | 8                  | 12                   | —         | 38  |
| 財 団 法 人 | 6              | 2       | 9                  | 4                    | —         | 21  |
| 合 計     | 22             | 4       | 17                 | 16                   | —         | 59  |

第3 監査の結果及び改善意見

1 指導・監督事務の執行体制について

(1) 指導・監督事務の執行体制の充実が必要なもの

《問題点》

建設部所管の公益法人に対する指導監督体制は、平成12年4月現在、9つの課（14の係・主査）が、各々所管する分散型となっており、これを統括する課（係・主査）は別段設けられていない。なお、所管課や他部への連絡事務については、総務課の職員が担当している。

公益法人の許認可及び指導監督事務を所管する課（以下、「所管課」という。）における担当係・主査の体制としては、担当職員の事務分掌の中に公益法人担当の主査及び副主査として処理させることとしているが、担当職員は他にも多くの事務を分掌しており、公益法人の指導監督に十分な時間を割くことが難しく、職員に対する研修の機会や連絡調整の場も少ないことから、指導監督体制は、総体として必ずしも十分とは言えない。

《改善意見》

法人に対する指導監督事務の資料として平成12年6月に新たに「建設部の公益法人」を作成しているが、公益法人に対する適切で迅速かつ統一した指導監督を徹底するため、庁内を統括する機能を充実させるほか、所管部課の事務担当者に対する関係法令等の習熟のため、研修や連絡調整の場を設けるなど工夫改善に努める必要がある。

(2) 検査の実施に適切を欠くもの

《問題点》

ア 公益法人検査実施要領（以下、「検査要領」という。）では、通常検査と臨時検査を実施できることとし、通常検査は、少なくとも3年に1回以上行うことを義務づけているが、1法人に対して、平成9年度から11年度までの3年間に1回も行わなかったものがあった。

イ 検査要領では、検査には、原則として、法人の理事及び事務局職員をそれぞれ1名以上立ち会わせるものとしているが、理事の立会がない場合など検査要領に従い適切に実施されていなかったものがあった。

《改善意見》

ア 検査は、法人に対する指導監督を行う上で効果的な機会であることから、検査要領の制定趣旨を十分踏まえ、通常検査は少なくとも3年に1回以上計画的に実施する必要がある。

イ 検査の実施にあたっては、法人の理事及び事務局職員をそれぞれ1名以上立ち会わせて行うこと。

なお、法人によっては、理事が事務局長を兼ねている場合もあるが、このような場合であっても他の理事又は事務局職員が立ち会うよう法人に対する指導を徹底する必要がある。

(3) 改善等の措置の処理が適切でないもの

《問題点》

通常検査を実施した後、検査結果に基づいて、特に改善等を要する事項があると認められるときは、当該法人に対し、文書により必要な指示を行うとともに、期限を定めて改善結果、今後の対応方針等についての報告を求めることとなっているが、改善等の措置の報告を求めなかったり、報告期限を定めずに検査結果を通知しているもの、或いは法人からの報告書の文書管理に適切を欠いているもの等、検査結果に基づく改善等の措置の処理が適切でないもの、又は不十分なものがあった。

《改善意見》

検査の結果、特に改善等を要する事項があると認められるときに文書で必要な指示を行うとともに、その改善等の措置を把握することは、法人運営の改善を図るために効果的な機会であることから、適切な事務処理に努める必要がある。

(4) 公益法人管理台帳の作成及び保管等に適切を欠くもの

《問題点》

ア 所管課は、公益法人の実態把握のため、公益法人管理台帳（以下、「台帳」という。）を作成し、保存しなければならないが、所管課である9つの課のうち7つの課において、台帳の記載内容に誤りがあるもの、同一の項目について、所管課によって記載内容に差違があるものなど、法人の実態を正確に把握できる状態になっておらず、また、過年度の台帳が保存されていないなど、管理に適切を欠くものがあった。

イ 台帳に記載されている項目は、「地方公益法人に対する都道府県知事の許可認可等の事務について」（昭和50年1月16日付け総務第27号総務部長通知）に示す内容を網羅しているものの、「事業及び会計報告」などの内容が概括的で、実態をより的確に把握するには不十分であることから、日常の指導監督事務では活用されていない実態にある。

《改善意見》

ア 台帳の記載内容に誤りがあるものについては、法人からの直近の報告及び届出等に従い、速やかに、正確なものに作成し直す必要があり、新たに作成する前の台帳は北海道文書管理規程に基づき永年保存をする必要がある。

また、台帳の作成にあたっては、所管課によって記載内容の取扱いに差違が生じないよう、記載要領を定める等取扱いを統一する必要がある。

イ 台帳の作成について、法人の実態がより的確に把握できるよう、記載内容の検討

を行う必要がある。

2 許認可及び承認・届出等の事務処理について

(1) 許認可のための事務処理が遅延しているもの

《問題点》

知事は、法人から、定款変更の認可申請があった場合には、北海道行政手続条例に基づき、原則として1箇月以内に申請に対する処理をしなければならないこととされているが、平成11年3月31日に申請書を受理し、平成11年7月26日の認可までに約4箇月を要していたもの、また、平成12年6月1日に申請書を受理し、平成13年2月2日の認可までに約8箇月を要していたものがあり、定款の変更認可の事務処理が遅延しているものがあった。

《改善意見》

変更認可の申請書の受理から認可決定までに必要以上の時間を要することは、当該法人の運営に多大な影響を及ぼすものであり、十分な注意を払い、期限を厳守する必要がある、今後、このような事態が発生しないよう所管課の事務執行体制の改善に努める必要がある。

(2) 法人からの届出及び報告に適切を欠くもの

《問題点》

法人は、民法第46条及び48条に規定する事項について登記したときは、規則に基づき遅滞なく知事に届出をしなければならないこととされているが、理事の変更における登記事項の変更届が未提出のもの、届出の際、登記簿謄本等の添付すべき書類が不足していたものなど適切を欠くものがあり、また、監事を増員して置いたとき又は変更したときも届出をさせなければならないが、未提出となっているものがあった。

《改善意見》

変更届が未提出となっているもの、添付書類が不足しているものについては、速やかに届出等を行うよう法人に対する指導を行うこと。また、添付書類の不備等については、届出の際に担当者が関係書類を審査し、不足、不備を法人に指示することにより防止できるものであり、今後、このような事態が発生しないよう所管課の事務執行体制の改善に努める必要がある。

(3) 届出等の期限遵守のために検討を要するもの

《問題点》

法人には、規則で、知事に対して毎事業年度開始前に翌年度の事業計画書及び収支予算書を届出、毎事業年度開始の日から3箇月以内に前年度の事業報告書及び収支計算書等を報告することを義務づけているが、全ての法人から届出等は行われているものの、平成11年度の事務処理状況を見ると、事業計画書及び収支予算書の届出を期限内に受理したものは、社団法人にあっては3法人（7.9%）と極めて少なく、財団法



人であっても10法人（47.6％）で半数に満たない状況にある。

また、事業報告書及び収支計算書等の報告についても、全法人の約7割に止まっており、期限が遵守されていない。

届出等の期限が遵守されていない要因として、届出等に必要な提出書類は、原則として社団法人は総会の議決で、財団法人は理事会の承認を得なければならないので、事業年度開始前及び終了後に総会等を開催する必要があるのにもかかわらず、多くの法人がこれに対応していない状況にある。

会議の開催時期が国や道等の予算の議決時期に関連するような法人は、特に期限内に完了することが困難な実態にあることが揚げられる。

また、規則が、平成10年3月27日に改正施行され、それまで事業開始後3箇月以内に提出すれば足りた事業計画及び収支予算書について、事業年度開始前に提出することを義務づけたものであることから、所管課の指導により、総会の回数を2回とするよう定款を改正し、総会を事業年度開始前に開催して期限内の届出等に努力している法人がある一方で、届出等が期限を超えていることについて、法人に対する指導・改善の指示を行っていない所管課が多いことも、届出等の期限が遵守されない要因ともなっている。

表7 届出及び報告の期限内受理状況（平成11年度）

| 区 分          | 社 団（38） |       | 財 団（21） |       | 合 計（59） |       |
|--------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
|              | 法人数     | 割合（％） | 法人数     | 割合（％） | 法人数     | 割合（％） |
| 届出（事業計画・予算）  | 3       | 7.9   | 10      | 47.6  | 13      | 22.0  |
| 報告（事業報告・決算等） | 25      | 65.8  | 18      | 85.7  | 43      | 72.9  |

《改善意見》

所管課が、法人の事業運営が適切に行われているかについて定期的に把握することとは、指導監督事務の重要事項であることから、所管課による法人に対する指導監督上の公平を期すためにも、法人が、現行の規則に定める期限を遵守しよう総会等の開催回数を増やすか、定款等の改正を指導するか、又は、提出書類の性質によっては、提出期限について見直しを行い、規則を改正するなど、速やかに改善策を検討する必要がある。

3 公益法人の運営に対する指導について

(1) 目的事業の実施及び事業の運営に改善を要するもの

《問題点》

ア 設立目的の主な事業を終了したことにより、平成7年度以降は実質的な事業を行

っていない法人に対し、平成9年度に実施した通常検査により、法人の存続等について検討する必要があることを指導したが、法人において、検討に時間を要したことから、平成12年12月6日に解散するまで長期間、事業活動を行っていないものがあった。

イ 指導監督基準では、公益法人としての事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く）に適合する事業の実施に要する経費（管理費、固定資産購入費、収益事業費等を除く）の規模は、可能な限り総支出額（支出合計額、次期繰越収支差額の合計）の2分の1以上であることが必要であるとされているが、2分の1未満となっているものが36法人あった。

ウ 指導監督基準では、事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等が必要であるとされているが、目的事業が営利企業と競合しているもの、実施する妥当性が乏しくなっている事業を行っているもの、また、自主事業である公益事業の割合が低いものが5法人あった。

《改善意見》

ア 長期間にわたって事業活動を行っていない公益法人は、放置することによりその法人格が悪用されるなどの弊害が出てくるおそれがあるので、今後、法人の運営状況の不断の把握に努め、早期に発見し、解散等の指導を徹底する必要がある。

イ 公益法人の行う事業費の規模が総支出額の2分の1未満となっている法人については、当該法人の目的に合致した事業の拡大又は内部管理経費の削減について、当該法人の実態に応じて、指導監督基準の運用指針に従い指導する必要がある。

ウ 実施する妥当性が乏しくなった事業を行っている法人について、平成9年度の通常検査の際、文書による的確な指導を行ったことにより、当該法人が計画的な取組みに努め、その後改善が図られているなどの事例があることから、目的事業が営利企業と競合している法人及び自主事業である公益事業の割合が低いなどの法人について、今後、当該法人の改善状況の把握に努め、継続して指導する必要がある。

(2) 理事等役員の定数、構成及び選任等で改善を要するもの

《問題点》

ア 指導監督基準では、理事等役員の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態から見て適正な数とし、かつ、上限と下限の幅が大きすぎないこととされているが、理事等役員の定数について、61名以上となっており、過大と認められるものがあった。

また、定款又は寄附行為の規定に上限のみで下限の設定がないもの、上限と下限の幅が「10名以上30名以内」と過大となっているものがあった。

イ 指導監督基準では、原則として、理事のうち、同一の業界の関係者が占める割合



は、理事現在数の2分の1以下とすることとなっているが、これを超えているものが31法人(社団法人)あった。

なお、この内の30法人は、「互助、共済、業界団体等」に当たる、いわゆる中間法人であり、指導監督基準の経過措置(中間法人については、法人に関する抜本的法改革を待つて対応することとし、それまでの間は、業界関係者以外の監事を選任することによって公正さを確保する。)により、29法人については当該業界関係者以外の者を監事として選任していた。

- ウ 指導監督基準では、社団法人の理事は、総会で選任することとなっているが、欠員補充手続きについて、定款に委任規定のない内規において、「任期中途において理事及び監事に欠員を生じたときは、原則として、当該欠員を生じた理事及び監事の所属団体から補充するものとし、総会において選任されたものとみなす。」としているもの、定款上の位置づけが不明確な評議員会で理事等の役員を選任しているもの等、理事等役員の選任手続きに適切を欠くものがあった。

《改善意見》

- ア 民法上理事は代表機関であり、対外的に大きな影響力を有し、また、理事会は、理事の意思統一を行う重要な場であることから、理事の定数に関する規定等は適切に定められる必要があると、当該法人の実態を把握した上で定款の規定を変更するよう指導する必要がある。

- イ 理事のうち、同一の業界の関係者が占める割合が、理事現在数の2分の1を超えている法人については、積極的に不特定多数の者の利益の実現ではなく、その業界のみの利益や親睦を目指すものとなるおそれがあることから、法人の実態に応じた適切な改善が図られるよう指導する必要がある。

- ウ 社団法人における理事等役員の選任は、定款の変更等と同様に重要事項であり、欠員の補充であっても原則として総会で選任すべきであり、やむを得ず総会以外の機関において選任する必要がある場合の定款等の取扱いについて、法人に対して適切な指導を行う必要がある。

- (3) 社団法人の理事会の運営で適切を欠くもの

《問題点》

指導監督基準の運用指針では、予算及び決算等の重要事項は総会の議決事項とされているが、補正予算の決定を、定款の規定がないにもかかわらず、理事会において行っているものがあった。

《改善意見》

社団法人における予算の決定は、定款の変更等と同様、重要事項であり総会の議決事項とされていることから、原則として総会で議決すべきであり、やむを得ず総会以外の機関において決定する必要がある場合等の取扱いについて、法人に対する適切な

指導を行う必要がある。

- (4) 財務及び会計処理に適切を欠くもの

《問題点》

- ア 指導監督基準では、財務及び会計については、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととなっているが、企業会計基準により処理しているものがあった。

- イ 公益法人会計基準では、収支予算書及び収支計算書等は、特別会計を設けているときは、併せて総括表を作成することになっているが、これを作成していないなど会計処理に適切を欠くものがあった。

- ウ 指導監督基準では、いわゆる内部留保については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることになっており、運用指針では、内部留保の水準としては、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費の合計額の30%程度以下であることが望ましいとしているが、この水準を超えるものが23法人あった。

《改善意見》

- ア 公益法人の財務及び会計の処理については、公益法人としての健全かつ適切な会計処理の確保のために公益法人会計基準が決定されているものであることから、公益法人会計基準に定める例外を除き、この会計基準を適用し、会計処理の適正を期するよう指導する必要がある。

- イ 会計の処理について、法人が公益法人会計基準に従って適正に処理することができよう、法人の会計処理の実態を常に把握し、具体的、効果的に指導する必要がある。

- ウ 指導監督基準の経過措置に関する運用指針において、内部留保に関するものは、平成9年12月16日の閣議決定の日から3年以内に新たな基準に適合するように指示されていることから、指導監督基準が示す基準を超えている法人については、財務状況、現在及び今後の事業の運営内容等を的確に把握し、指導改善に関する所管課間の協議を行うなどして、法人に対する指導を速やかにかつ統一に行う必要がある。

- (5) 株式の保有で改善を要するもの

《問題点》

指導監督基準では、公益法人は、原則として、当該法人の健全な運営に必要な資産(現金、建物等)を除き、元本が回収できる可能性が高く、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で行う財産の管理運用である場合(公開市場を通じるポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。)及び財団法人において、基本財産として寄附された場合を除き、営利企業の株式の保有を行ってはならないこととなっている

が、6 法人について、営利企業の設立に関わって株式を保有しているものがあった。  
《改善意見》

株式を保有している法人に対しては、指導監督基準に従い、処分等について指導を徹底する必要がある。

(6) 情報公開で改善を要するもの

《問題点》

指導監督基準では、公益法人は、業務及び財務に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること、また、所管課においても同じ資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させることとなっているが、大部分の法人及び所管課において、情報公開の体制は整っているものの、資料の一部が作成されていないことにより、指導監督基準に従った資料の情報公開ができない状態のものがあった。

《改善意見》

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする非営利の法人であり、相応の社会的責任を有していることから、業務及び財務に関する情報を公開する必要があるため、情報公開に係る書類の整備について指導するとともに、所管官庁としても適切な処理に努めること。

北海道企業立地促進条例に基づく補助事業の執行について

第1 監査の概要

1 監査の対象事業

北海道企業立地促進条例に基づく補助事業の執行について

2 監査の主眼

北海道における多様な産業の立地を促進し、本道経済の発展と道民の雇用機会の拡大を図るため、北海道企業立地促進条例に基づく補助事業が創設されているが、これら補助金の交付事務等について、次の点を主眼に検証した。

- (1) 補助制度のあり方、運用は適切なものとなっているか。
- (2) 指定申請の審査、決定事務等は適切に行われているか。
- (3) 補助金交付申請の審査、交付決定事務等は適切に行われているか。
- (4) 補助金交付後の報告、事業管理等は適切に行われているか。
- (5) 事業の普及、広報活動は積極的に取り組まれているか。

3 監査の実施概要

(1) 対象部局

経済部、支庁商工労働観光課（後志支庁は商工労働課）及び小樽商工労働事務所

(2) 関係人調査対象企業等

平成10年度から平成12年度までに補助金の交付決定を受けた企業等 119社  
ただし、平成12年度については、平成12年10月31日現在で補助金の交付決定が完了しているものまでとした。

(3) 実施期間

平成12年11月から平成13年7月まで

(4) 監査対象年度

平成10年度から平成12年度まで

(5) 実施方法

監査対象部局に対し実地監査を実施するとともに、補助対象企業等30社を抽出して訪問調査を実施した。

また、補助対象企業等にアンケート調査を実施した。

第2 監査対象補助事業の概要

北海道における業種別の企業数は、建設業の比重が高く、製造業の比重が低いという特色が挙げられる。このためエレクトロニクス工業など加工組立型工業のウェイトを上げ工業構造の高度化を図り、製造業の比重を上げることを目的に「北海道企業立地促進条例」が昭和60年に制定（昭和60年北海道条例第8号、以下「旧条例」という。）された。

この条例は、工業振興を柱とし、製造業に係る企業の立地促進を図るため、他府県の優遇措置等の状況を踏まえ、全国でもトップクラスの優遇措置として制定されている。その後、企業の海外進出など産業活動のグローバル化や経済のソフト化・サービス化の進展など、社会経済情勢の変化に伴って企業立地をめぐる環境も変化してきたことから、北海道工業振興指針等に沿って、平成9年度に全面改正を行っている。

この条例改正では、従来の製造業中心の施策から製造業の振興に結びつく周辺産業も含めた企業の立地促進を図るため、航空機改修関連産業、国際物流関連産業、食料品、飲料・飼料、紙・パルプ、製材等の製造業、産業支援サービス業のほか、研究開発型の工業やISO登録工場を重点的に誘致することとして対象業種を拡大し今日に至っている。この補助事業の概要は次のとおりである。

1 補助事業の概要

北海道における多様な産業の立地を促進するため、一定の基準を満たす工場等の新設又は増設を行う者に対して、北海道企業立地促進条例に基づき補助を行うものである。

(1) 助成内容

ア 投資額を基準とする助成（1号～6号）

| 区分 | 対象業種   | 助成額     | 限度額  | 通算限度額   |
|----|--------|---------|------|---------|
| 1  | 先端技術産業 | 投資額の10% | 10億円 | 同一企業の工場 |

|   |                                            |         |      |                                |
|---|--------------------------------------------|---------|------|--------------------------------|
|   | 研究開発型の機械工業・医薬品工業<br>ISO登録工場<br>航空機改修関連業    |         |      | につき15億円<br>同一企業等の試験研究施設につき30億円 |
| 2 | 国際物流関連産業（外国貨物に限る）                          |         |      |                                |
| 3 | 先端技術産業<br>製造業（舗装材料、セメント、骨材・石工品等及び武器製造業を除く） | 投資額の8%  | 3億円  |                                |
| 4 | 基盤的技術産業                                    | 投資額の10% | 3億円  |                                |
| 5 | 産業支援サービス業（9業種に限る）                          | 投資額の10% | 1億円  |                                |
| 6 | 自然科学系の試験研究施設                               | 投資額の20% | 20億円 |                                |

## イ 雇用増を基準とする助成（7号）

| 区分 | 対 象 業 種            | 助 成 額    | 限度額 | 通算限度額 |
|----|--------------------|----------|-----|-------|
| 7  | 上表の1号から5号までの工場及び施設 | 50万円/1人  | 2億円 | —     |
|    | 上表の6号の試験研究施設       | 100万円/1人 |     |       |

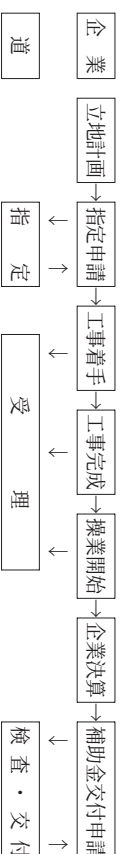
## (2) 助成手続

ア 指定申請

工事着手の60日前から着手後30日まで

工場等の所在地を所管する支庁  
指定申請場所

## イ 助成手続の流れ



## 2 補助実績

監査対象とした平成10年度から平成12年度までの補助対象企業数は119社で、新設又は増設に伴い企業が投資した金額（土地の取得費は含まない。）は約1,215億円、新設又は増設に伴って増加した雇用者数は1,950人となっており、交付された補助金は約80億3千万円となっている。

(1) 年度別補助実績

| 年度区分   | 対象企業数 | 投資金額            | 雇用者数   | 補助金額          |
|--------|-------|-----------------|--------|---------------|
| 平成10年度 | 43社   | 15,023,157,696  | 589人   | 1,447,540,000 |
| 平成11年度 | 52社   | 45,742,623,610  | 779人   | 3,773,801,000 |
| 平成12年度 | 24社   | 60,699,575,212  | 582人   | 2,807,367,000 |
| 合計     | 119社  | 121,465,356,518 | 1,950人 | 8,028,708,000 |

(注) 平成12年度の補助実績は、平成12年10月31日現在で補助金の交付決定が完了しているものまでを掲載した。

## (2) 地域別補助実績

(単位:円)

| 地域区分    | 対象企業数 | 投 資 金 額         | 雇 用 者 数 | 補 助 金 額       |
|---------|-------|-----------------|---------|---------------|
| 石 狩 支 庁 | 20社   | 23,529,557,357  | 206人    | 1,706,774,000 |
| 渡 島 支 庁 | 17社   | 4,586,119,143   | 269人    | 475,587,000   |
| 檜 山 支 庁 | —     | —               | —       | —             |
| 後 志 支 庁 | 5 社   | 1,411,720,862   | 53人     | 134,435,000   |
| 空 知 支 庁 | 16社   | 6,879,836,218   | 333人    | 690,109,000   |
| 上 川 支 庁 | 9 社   | 3,135,208,111   | 72人     | 279,793,000   |
| 留 萌 支 庁 | —     | —               | —       | —             |
| 宗 谷 支 庁 | —     | —               | —       | —             |
| 網 走 支 庁 | 6 社   | 5,590,472,850   | 176人    | 557,911,000   |
| 胆 振 支 庁 | 26社   | 62,911,254,692  | 528人    | 2,968,359,000 |
| 日 高 支 庁 | —     | —               | —       | —             |
| 十 勝 支 庁 | 8 社   | 7,876,551,173   | 163人    | 716,172,000   |
| 釧 路 支 庁 | 9 社   | 4,937,586,542   | 133人    | 451,005,000   |
| 根 室 支 庁 | 3 社   | 607,049,570     | 17人     | 48,563,000    |
| 合 計     | 119社  | 121,465,356,518 | 1,950人  | 8,028,708,000 |

(3) 助成区分別補助実績



(単位：円)

| 助成区分 | 企業数     | 投資金額            | 雇用者数         | 補助金額          |
|------|---------|-----------------|--------------|---------------|
| 1号   | 3社      | 32,262,217,595  | ( 83人)       | 1,498,497,000 |
| 2号   | 2社      | 3,031,933,100   | 13人          | 303,192,000   |
| 3号   | 100社    | 81,658,883,935  | 307人(1,293人) | 4,991,493,000 |
| 4号   | 5社      | 621,636,482     | 19人( 66人)    | 62,161,000    |
| 5号   | 7社      | 3,453,587,047   | 56人( 69人)    | 319,570,000   |
| 6号   | 1社      | 363,975,501     | ( 7人)        | 72,795,000    |
| 7号   | 1社(59社) | 73,122,555      | 1,555人       | 781,000,000   |
| 合計   | 119社    | 121,465,356,518 | 1,950人       | 8,028,708,000 |

(注1) 1号から6号の( )書きの雇用者数は、下記7号の助成の措置と併せて受けている雇用者数の再掲である。

(注2) 7号の( )書きの企業数は、上記1号から6号の助成の措置と併せて受けている企業数の再掲である。

第3 監査の結果及び改善意見

1 補助制度のあり方、運用について

《問題点》

(1) 補助対象施設及び業種の見直し

最近のＩＴ革命をはじめとする技術革新や情報化等の進展、あるいは環境・リサイクルや情報・通信等のいわゆる新規成長分野産業などの新しい産業群が出現し、急成長を遂げるなど、本道産業の構造にも変化が現れており、道においては、平成9年1月に「北海道新規成長分野産業振興ビジョン」を策定し、本道において今後成長が期待される情報・通信や福祉、環境リサイクル関連など、新たな産業分野の育成・振興を図ることとしている。

また、本道における最近の雇用情勢をみると、拓銀経営破綻以降の金融環境の変化、公共事業費削減の動きなど、急激な経済変動に伴って完全失業率が全国平均を大きく上回るなど、厳しい状況が続いており、道においては、平成11年11月に「5万人の雇用創出に向けた実施方針」を策定し、新たな雇用の場を拡大して、本道の厳しい経済・雇用状況を改善していくこととし、成長性の高い産業分野に着目して、情報・通信や福祉、環境リサイクル関連などの新規成長分野における新しい産業の育成や事業化の推進、社会資本の整備などに取り組むこととしているところであり、これら社会経済情勢の変化を条例に反映させ、時代に即応した施策とすることが必要である。

(2) 補助対象地域等の見直し

投資額を基準とする助成のうち、国際物流関連業、産業支援サービス業及び試験研究施設については、誘致に当たり立地環境として都市機能や教育、文化機能が整備されていることが重要との考えから札幌市を対象地域としているが、それらを除く他の業種については、過度な工業集積を防ぎ、地方への分散立地を図る観点などから札幌市を対象外としている。

一方、雇用増を基準とする助成に係る対象地域については、業種区分に関係なく、全ての業種において札幌市が対象外とされており、企業の立地環境を考慮して設定されている投資額を基準とする助成の対象地域とは異なる設定となっているなど、設定趣旨が不明確である。

(3) 類似事業の統合

情報通信関連産業の立地を促進し、雇用の創出と経済の活性化を図るため、平成11年度に情報通信関連企業立地促進費補助金が要綱で創設され、北海道内でコールセンター等を開設する企業に対して補助している。

当該補助事業は、北海道企業立地促進条例に基づく補助事業と目的が同一であるにもかかわらず、その取扱いに相違がある。

ア 情報通信関連企業立地促進費補助金の概要

(ア) 助成対象者

コンピュータと第一種電気通信事業者と契約した専用通信回線を利用して、北海道内でコールセンター等を開設する企業

(イ) 助成要件

- ・専用通信回線を新たに設置すること
- ・当該コールセンター等で20人以上の雇用増があること

(ウ) 助成内容

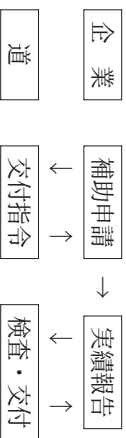
- ・専用通信回線使用料 回線使用料の1／2 (通算限度額 4千万円)
- ・雇 用 増 雇用増1人50万円 (通算限度額 2億円)

イ 情報通信関連企業立地促進費補助金の手続き

(ア) 補助申請

申請時期 営業開始予定日から30日前まで  
申請場所 経済部企業立地推進室企業誘致課

(イ) 助成手続の流れ



ウ 情報通信関連企業立地促進費補助金の実績

(ア) 平成11年度 1 企業 6,705千円  
(イ) 平成12年度 9 企業 217,928千円

(4) 道費補助事業との併給調整

道費補助事業で、北海道企業立地促進条例に基づく補助事業と同様に建設工事費等を補助対象としている事業として、環境生活部所管のエコランド北海道21プラン施設整備事業（リサイクル関係施設の整備への助成 補助率1%）及び水産林務部所管の経営基盤強化林業構造改善事業（製材工場等加工施設の整備への助成 補助率10%）があるが、これまでに北海道企業立地促進条例に基づく補助金と重複交付されている事例としては、平成12年度に補助金の交付決定が行われた経営基盤強化林業構造改善事業の2例があった。

同一の事業に対し道費による補助金の重複交付を行うことは、厳しい道財政状況のもとでは、個々の事業の緊急性等を十分踏まえながら、厳正かつ効率的・効果的な執行を徹底するという道の予算執行方針からみて、その行政効果について十分な検討を行った上で実施すべきものであるが、北海道企業立地促進条例では、これら道費補助事業の補助金額を合算したとしても、当該補助対象経費を上回らない範囲の補助金額であるとして、両事業の併給に係る取扱いを定めておらず、その検討も十分とはいえないものとなっている。

《改善意見》

(1) 補助対象施設及び業種については、産業界・関係団体等の意見を把握するとともに「北海道新規成長分野産業振興ビジョン」や「5万人の雇用創出に向けた実施方針」の取り組みと双方密接に連携させることを基本として、効果的な助成措置となるよう見直しを行うこと。

なお、見直しに当たっては、単に対象業種の拡大を図るのではなく、業種区分毎に北海道経済への貢献度や事業目的の達成度を検証するなどして、対象業種等の縮小・廃止についても検討する必要がある。

(2) 道外企業の立地が低迷していることや厳しい雇用情勢が続いている状況、また、業種により操業環境などの立地条件が異なっている現状等を考慮し、投資額を基準とする助成と雇用増を基準とする助成に係る地域設定との関係において整合性を持たせることの要否など、対象地域の設定について、札幌市の取扱いを検討する必要がある。

(3) 情報通信関連企業立地促進費補助金については、北海道企業立地促進条例に基づく補助事業と事業目的が同一のものであることから、当該条例への統合整理について、検討する必要がある。

(4) 同一の事業に対する道費補助金の重複交付については、個々の事業の緊急性などを十分踏まえながら、その行政効果について関係部課等と十分な協議・検討を行うなど

して、補助金併給のあり方について検討する必要がある。

2 指定申請の審査、決定事務等について

《問題点》

(1) 指定申請期間の設定

指定申請は、工場等の工事に着手する日前60日から工事に着手した日後30日までの期間内とされているが、平成10年度から12年度までの3年間の指定申請の状況をみると、次表のとおり、工事着手後の指定申請が顕著となっている。

旧条例においては工事着手の前日までの申請とされており、現行条例では工事着手後30日までの申請を認めているが、改正趣旨が不明確となっている。

また、補助対象企業等に対するアンケート調査の結果では、指定申請期間の設定が短いとの少数意見（11.1%）もあるが、企業等が補助制度を知った時期についての調査結果では、工場等の進出計画時に知ったなど工事着手前に情報を入手している企業が93.5%もあり、補助事業という性格から判断しても工事着手後の申請を認める理由に乏しい。

| 区 分    | 前60日～ | 前30日～ | 着手当日 | ～後30日 | 合 計  | 備 考 |
|--------|-------|-------|------|-------|------|-----|
| 平成10年度 |       | 14社   | 2 社  | 27社   | 43社  |     |
| 平成11年度 | 1 社   | 13社   | 3 社  | 35社   | 52社  |     |
| 平成12年度 |       | 8 社   |      | 16社   | 24社  |     |
| 合 計    | 1 社   | 35社   | 5 社  | 78社   | 119社 |     |

(2) 指定の審査

条例、規則等において、補助対象施設、業種、地域、投資額、雇用増の要件等が定められており、指定の審査に当たっては、事務処理要領に基づき「指定検討表」に審査内容を記載して行われ、審査経過や認定根拠等は明らかとなっているが、一部において審査内容が不備であったり、審査経過が不明となっている事例があった。

ア 工場等建物のうち、管理室及び研修室を補助対象施設と判断しているが、補助金の交付決定時においては、補助対象外施設と判断している。

特に管理室は、その名称から補助対象施設として疑義があるにもかかわらず、審査過程において、施設の用途を確認をしないままに指定していた。

イ 工場等の移転増設に係る指定申請における投資額の算定に当たっては、移転直前の当該工場等に係る減価償却資産（建物、建物附属設備及び構築物）の評価額を減じることとされているが、審査過程において、減価償却資産の内容を確認しないままに機械及び設備資産の評価額までを減じて指定していた。

ウ 雇用増を基準とする助成において、工場等の新設の場合にあってはその雇用者数を、増設の場合にあっては当該工場等の増設に伴い増加する雇用者増を対象として算定することとなっているが、増設に伴う雇用増の算定をする場合、増設前の雇用者数の確認は指定申請書に記載された事業者からの申し立てによるものしかなく、これら基準となる増設前の雇用者数が適切であるかどうか、審査する手段に欠けるため、補助金交付申請に係る実地検査時点では、算定基準となる増設前の雇用者数を特定することが困難となっている。

(3) 専門委員会の開催

先端技術産業に係る工場等としての適格性に関する事項を審査するため、先端技術産業等の立地に関する専門委員会が設置されているが、平成10年度の第9回委員会を最後に協議案件がないことから委員会は開催されていない。

旧条例の施行から現在まで協議された案件は10件と少なく、専門委員会を設置してまで協議することの必要性に疑問がある。

また、近年のＩＴ革命の進展など、産業構造のめまぐるしい変化から、今後は、業種区分の判断が困難な事例の増加が想定されている。

(4) 指定の通知

指定申請書を受理してから指定通知までには、次表のとおり、相当期間を要している事例が顕著であり、中には、工場完成又は操業開始以後に指定通知されている事例も見受けられた。

また、補助対象企業等に対するアンケート調査の結果や訪問調査によれば、少数ではあるが、通知が遅いことで資金計画に支障が生じるとの指摘もある。

| 区 分    | ～1月   | ～2月   | ～3月   | ～4月   | ～5月  | ～6月  | ～7月  | ～8月  | ～9月  |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 平成10年度 | 6件    | 9件    | 10件   | 7件    | 4件   | 5件   | 1件   | 1件   |      |
| 平成11年度 | 4件    | 21件   | 13件   | 6件    | 4件   | 1件   | 1件   | 1件   | 1件   |
| 平成12年度 | 5件    | 9件    | 5件    | 3件    |      | 2件   |      |      |      |
| 合 計    | 15件   | 39件   | 28件   | 16件   | 8件   | 8件   | 2件   | 2件   | 1件   |
| 比 率    | 12.6% | 32.8% | 23.5% | 13.4% | 6.7% | 6.7% | 1.7% | 1.7% | 0.8% |

(5) 工事着手、完成、操業開始に係る届出

工事着手、工事完成及び操業開始に係る届出については、それぞれ10日以内に提出することとされているが、最大で1年以上も経過した後提出されるなど、各種届出が、大幅に遅延している事例が散見された。

| 区 分    | 工 事 着 手 届 |       |       | 工 事 完 成 届 |       |       | 操 業 開 始 届 |      |       |
|--------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|-----------|------|-------|
|        | ～10日      | ～30日  | 31日～  | ～10日      | ～30日  | 31日～  | ～10日      | ～30日 | 31日～  |
| 平成10年度 | 20件       | 16件   | 7件    | 25件       | 6件    | 12件   | 25件       | 6件   | 12件   |
| 平成11年度 | 31件       | 16件   | 5件    | 39件       | 3件    | 10件   | 41件       | 3件   | 8件    |
| 平成12年度 | 13件       | 8件    | 3件    | 17件       | 3件    | 4件    | 21件       |      | 3件    |
| 合 計    | 64件       | 40件   | 15件   | 81件       | 12件   | 26件   | 87件       | 9件   | 23件   |
| 比 率    | 53.8%     | 33.6% | 12.6% | 68.1%     | 10.1% | 21.8% | 73.1%     | 7.6% | 19.3% |

なお、事業者が指定の前に工場等の工事に着手した場合は、当該指定の日から10日以内に届出することとされているが、工事完成及び操業開始に係る届出については、同様の規定がなく、指定前にあっても工事完成及び操業開始から10日以内に届出するという矛盾がある。

(6) 計画変更承認申請書の提出

補助金の交付の決定があるまでの間に、当該工場等の新設又は増設に係る計画を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないとされているが、工場等の新設又は増設のための投資額が20パーセント以上の変更が生じた場合や雇用増を基準とする助成の指定を受けていたものが指定の対象外となるなど、工場等の計画に重要な変更が生じているにもかかわらず、計画変更承認申請書が提出されていない事例があった。

ア 投資額に20パーセント以上の変更が生じている事例

(単位：円)

| 年度及び地域  | 補助事業者名 | 指定申請投資額     | 補助申請投資額     | 増 減  |
|---------|--------|-------------|-------------|------|
| 10年度一石狩 | 株式会社 A | 287,000,000 | 216,000,000 | 25%減 |
| 10年度一上川 | 株式会社 B | 237,194,000 | 317,081,492 | 34%増 |
| 10年度一網走 | 株式会社 C | 267,452,000 | 385,677,911 | 44%増 |
| 10年度一網走 | 株式会社 D | 292,085,000 | 350,993,188 | 20%増 |
| 11年度一空知 | 株式会社 E | 580,940,000 | 228,020,000 | 55%減 |
| 11年度一胆振 | 株式会社 F | 170,700,000 | 275,850,270 | 62%増 |
| 12年度一後志 | 株式会社 G | 185,848,000 | 286,890,951 | 54%増 |
| 12年度一空知 | 株式会社 H | 700,000,000 | 556,807,273 | 20%減 |
| 12年度一網走 | 株式会社 I | 736,362,000 | 932,753,000 | 27%増 |



|         |        |             |             |      |
|---------|--------|-------------|-------------|------|
| 12年度一胆振 | 株式会社 J | 447,770,000 | 350,324,391 | 22%減 |
|---------|--------|-------------|-------------|------|

イ 雇用増を基準とする助成の指定を受けた後、補助の対象外となった事例

| 年度及び地域  | 補助事業者名 | 指定申請雇用増 | 対象条件  | 補助申請雇用増 |
|---------|--------|---------|-------|---------|
| 10年度一石狩 | 株式会社 A | 新設 20人  | 10人以上 | 5人      |
| 10年度一渡島 | 株式会社 B | 新設 10人  | 10人以上 | 7人      |
| 10年度一空知 | 有限会社 C | 新設 14人  | 10人以上 | 5人      |
| 11年度一渡島 | 株式会社 D | 増設 20人  | 15人以上 | 10人     |
| 11年度一空知 | 株式会社 E | 増設 12人  | 10人以上 | 8人      |
| 11年度一十勝 | 株式会社 F | 新設 31人  | 15人以上 | 5人      |

また、計画変更が生じる場合の計画変更承認申請書の提出については、あらかじめ提出して、知事の承認を受けなければならないとされているが、計画変更承認申請書が工事完成後や操業開始後などの計画変更後に提出され、事後承認の形態となっている事例があった。

《改善意見》

(1) 指定申請期間の設定については、補助制度の原点に戻り、工事着手後の指定申請期間の設定について検討する必要がある。

(2) 指定の審査に当たっては、補助対象施設、業種、地域、投資額、雇用増等の要件等について、関係規程に基づく審査の徹底を図るとともに、指定申請書及び添付書類のみでは審査が困難な事例については、事業者から追加資料の提出を求めるなどして、公平かつ適正な審査事務に努めること。

ア 補助対象施設等の審査においては、施設の用途を的確に把握するなど、その審査の徹底を図るとともに、決定書等に経過及び認定根拠等を明記するなど、適正な事務を行うこと。

イ 移転増設に伴う移転直前の減価償却資産の確認においては、増設移転時に減価償却資産評価額がある場合、指定申請書の添付書類として資産台帳等を追加させるなどして、厳正に審査を行うこと。

ウ 増設に伴う雇用の算定に当たっては、指定申請時において、増設前の雇用者が特定できる証拠書類（労働者名簿や賃金台帳等）を添付させるなど、その確認方法について検討する必要がある。

(3) 産業構造の変化等により業種区分の判断が困難な事例に対応していくため、これら

の業種の審査についても専門委員会における協議対象に加えるなど、専門委員会の有効活用を検討する必要がある。

(4) 指定申請書の受理から指定通知までの期間については、行政運営の公正の確保と透明性の向上等を図る観点から標準的な処理期間を定めるなどして、指定審査に係る事務処理等の迅速化に向けた事務改善を図ること。

(5) 工事着手、工事完成、操業開始の届出については、指定事業者の事業の執行状況を把握するための重要な届出であり、指定事業者に対する制度の周知と指導の徹底を図ること。

また、事業者が指定の前に工事完成及び操業開始した場合の届出については、工事着手に係る取扱いと同様に当該指定の日から10日以内の届出とするなど、関係規定の整備について検討する必要がある。

(6) 計画変更承認申請の取扱いについて、指定事業者に対する適時、適切な指導を徹底するとともに、次の点に留意すること。

なお、工事完成及び操業開始に係る届出を受理したときは、速やかに指定内容との比較対比を行うなどして変更内容を確認し、指定事業者への適切な指導を行うこと。

ア 投資額に20%以上の変更が生ずる場合の取扱いについては、指定事業者に対してあらかじめ十分な説明を行うておくこと。

イ 雇用増を基準とする助成の指定を受けた者のうち、指定を受けた後に、雇用者数の減などの理由から補助の対象外となった事例については、指定事業者から計画変更承認申請書を提出させるほか、指定の取下げや補助金交付申請の辞退など、その取扱い方法について検討する必要がある。

3 補助金交付申請の審査、交付決定事務等について

《問題点》

(1) 補助金交付申請書の提出期限

投資額を基準とする助成に係る補助金の交付の申請並びに雇用増を基準とする助成に係る補助金の交付の申請は、工場等の操業を開始した日以後（当該工場等の完成の日以後に、当該企業の決算が終了していない場合にあつては、決算終了後）に、それぞれ補助金交付申請書を提出して行うこととされ、その補助金の交付は、指定事業者が工場等の操業又は事業を開始した日の属する年度又はその翌年度に限られている。

本来、道が補助金等を交付する事務又は事業については、補助事業者が補助事業を適期に遂行できるようすべて告示し、又は通知すべきこととされているところであるが、北海道企業立地促進条例に基づく補助金については、告示又は通知による交付申請書の提出部数及び提出期限など、特に定められたものはない。

このため、指定事業者から提出される補助金交付申請が尚早であったり、遅延しているなどの事例が見受けられた。

(2) 補助金交付申請書の書式

補助金交付申請は、投資額を基準とする助成と雇用増を基準とする助成が、別様式でそれぞれに申請することとされ、交付の決定もそれぞれに処理がなされている。

投資額を基準とする助成と雇用増を基準とする助成それぞれの補助金交付申請書を比較した場合、記載項目の多くが共通であることや、提出時期が同時期であることなど、様式を別様にする必然性は認められず、申請手続きが煩雑なものになっている。

(3) 補助金交付申請に係る実地検査

補助金交付申請書受理後、補助対象となった工場等へ赴き、実地検査を行うこととしているが、実地検査は、建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに雇用者の状況などを関係書類の原本等により確認するため、新設又は増設された工場等の規模により差異はあるものの、概ね1～2日間の検査日程が必要となっている。

特に道外企業等の場合は、実地検査のため来道して対応する事例も多く、移動日を含め最低3日間程度は拘束される実態にあることなど、補助対象企業等に対するアンケート調査の結果においても、検査日程の短縮や検査内容の簡素化などの要望が寄せられている。

なお、実地検査の実施に当たっては、事務処理要領に基づき、検査日の2週間前に文書により検査日時、場所、検査員及び検査事項等を知ることとされているが、検査実施日の前日に通知されている事例があった。

(4) 補助金の審査及び交付決定

条例、規則等において、補助対象施設、業種、地域、投資額、雇用増の要件等が定められており、補助金の交付決定に当たっては、事務処理要領に基づく実地検査と併せて書面審査が行われているが、一部において、審査内容の不備や審査経過、算出根拠等が不明確となっている事例があった。

ア 補助金の交付は、知事の指定を受けた者に対し、各号に掲げる区分に応じ行うこととされているが、雇用増を基準とする助成の指定を受けていない事業者が、指定後においてその要件を満たしたとして、補助金交付申請書を受理し、補助金の交付決定を行っている事例があった。

イ 投資額及び雇用増の算定は、対象部分と対象外部分に区分して行われているが、対象外とされた根拠や審査経過が決定書等に明記されていないため、審査の内容が適切かどうか判断しがたいものがあった。

(5) 通算限度額の確認

知事の指定を受けたことのある事業者に交付する補助金の額は、当該者の補助金額の通算限度が定められている。

通算限度の確認については、指定の審査を行う本庁が指定申請書を受理した後に補助実績を確認し、指定通知において、その旨を通知するほか、相談や指定申請の受付

窓口である各支庁においても、当該支庁管内の補助実績を確認するなどしている。

しかし、他管内において補助実績のある事業者から相談や指定申請等を受けた場合は他管内の補助実績を把握していないため、適切な助言・指導が行えないことから、窓口業務に支障が生じることが懸念される。

(6) 補助金の交付決定通知

補助金交付申請書を受理してから補助金交付決定の通知までに、次表のとおり相当期間を要している事例が多くなっている。

また、補助対象企業等に対するアンケート調査の結果や訪問調査によれば、少数ではあるが、決定通知が遅いことで資金計画に支障が生じるとの指摘もある。

| 区 分    | ～1月  | ～2月   | ～3月   | ～4月   | ～5月   | ～6月  | ～7月  | ～8月  | ～9月  |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 平成10年度 | 1件   | 10件   | 12件   | 5件    | 9件    | 3件   | 2件   | 1件   |      |
| 平成11年度 | 2件   | 13件   | 16件   | 8件    | 4件    | 8件   | 1件   |      |      |
| 平成12年度 | 4件   | 16件   | 4件    |       |       |      |      |      |      |
| 合 計    | 7件   | 39件   | 32件   | 13件   | 13件   | 11件  | 3件   | 1件   |      |
| 比 率    | 5.9% | 33.3% | 26.9% | 10.9% | 10.9% | 9.2% | 2.5% | 0.8% | 0.0% |

また、予算措置がなされていないにもかかわらず補助金交付申請書を受理し、年度区分を超えた翌年度に交付及び支出決定している事例が2件あった。

| 年度及び地域  | 補助事業者名 | 交付申請年月日    | 交付決定年月日    | 処理日数 |
|---------|--------|------------|------------|------|
| 11年度一胆振 | 株式会社 A | 平成11年1月18日 | 平成11年7月15日 | 179日 |
| 11年度一胆振 | 株式会社 B | 平成11年3月26日 | 平成11年7月15日 | 112日 |

《改善意見》

(1) 補助金交付申請書の提出時期については、事業者から適期に申請書等が提出されるよう、北海道補助金等交付規則に準じて交付申請書の提出期限を通知するなどの取扱いを検討する必要がある。

(2) 投資額を基準とする助成と雇用増を基準とする助成それぞれの補助金交付申請書を比較した場合、記載項目の多くが共通であるなど、別様式にする必然性は認めらず、非効率的な事務処理となっていることから、書式改正について検討する必要がある。

(3) 補助金の実地検査において、本来、原本確認を要するもののうち、書面審査が可能なものについては、補助金交付申請書の提出時に当該書類の写しの添付を義務付けることとし、検査日程の短縮など、厳正な検査事務を阻害しない程度の範囲内での効率

的な検査体制について検討する必要がある。

なお、実地検査日程等の事業者への通知については、事務処理要領に定める実地検査日2週間前の通知を徹底すること。

- (4) 補助金の審査に当たっては、補助対象施設、業種、地域、投資額、雇用増等の要件等について、関係規程に基づく審査の徹底とともに、実地検査で確認した内容などの補助金交付申請書及び関係書類のみでは判断が困難な事例については、客観性の確保の観点から、審査経過、算出根拠等を決定書等に明記するなどして、適正な審査事務を行うこと。

ア 指定を受けていない者に対して補助金を交付することは条例に抵触する恐れがあり、計画変更承認申請書を提出させるなどの方法により指定事業者として承認する取扱いについて検討する必要がある。

イ 投資額及び雇用増の算定に係る対象部分と対象外部分の審査については、対象若しくは対象外とされた根拠や審査の経過を決定書等において明記することとし、公平かつ適正に審査すること。

- (5) 窓口業務を担当する支庁の事務処理の迅速化及び事業者に対する適切な助言・指導が容易となるよう、補助実績等の情報が検索できるシステムの導入や本庁が管理する情報等を定期的に支庁に配信するなど、情報の共有化に努めること。

- (6) 補助金交付申請書の受理から補助金交付決定の通知までの期間については、行政運営の公正の確保と透明性の向上等を図る観点から、標準的な処理期間を定めるなどして、補助金交付決定事務の迅速化に向けた事務改善を図ること。

また、会計年度を超えた補助金の交付及び支出決定について、適正な予算の執行を図るため、会計年度独立の原則に従い、適正に事務処理をすること。

4 補助金交付後の報告、事業管理等について

《問題点》

- (1) 補助金の使途

補助金の交付を受けた者は、当該補助金を工場等に係る生産、事業、試験研究、環境保全、福利厚生等の施設、又はこれらの施設に係る敷地である土地に充当したときには、充当の事実を証する書類の写しを添付して、速やかに知事に報告しなければならないとされているが、補助金使途報告書が1年以上も提出されていないものや行政監査の実施直前まで未提出の事例があった。

- (2) 操業等の状況

補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付の決定があった日の属する年以降、3年間、各年の当該工場等に係る操業等の状況を、それぞれ決算終了後2月以内に知事に報告しなければならないとされているが、操業状況報告書が行政監査の実施直前まで未提出となっている事例があった。

- (3) 操業等の休止・廃止に伴う補助の取消し又は補助金返還の取扱い

補助金の交付を受けた者が、操業又は事業を開始した日から3年以内に操業等を休止し、又は廃止したときは、災害による操業の継続が困難な場合や企業経営悪化による倒産など、知事がやむを得ないと認めるものを除き、補助の取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるとしており、補助金の返還額は、補助金の算定の対象となった工場等が操業等の休止又は廃止した直前の減価償却資産の評価額に、補助金の算定に用いた助成率を乗じて得た額とされている。

当該返還規定は、旧条例においては、相当額の投資がなされ長期にわたる操業等の継続を期待していたが、短期間での操業の廃止事例がみられるため、平成9年の条例改正において、企業等に対し、一定期間にわたる操業の継続を求める必要があることから、一定期間を経ないで撤退した場合についての返還規定を設けることとしたが、補助金返還の対象となるのは投資額を基準とする助成であり、雇用増を基準とする助成の返還規定については、補助金検査後における雇用状況を将来にわたって管理することは実質的に困難であり、初期投資の軽減としての補助金の性格を逸脱するものであるとして定めていない。

なお、企業立地促進条例に基づく補助金交付実績に占める事業体廃止の状況は、次表のとおりであるが、休・廃止した2事業者のうち、平成10年度に補助金を交付した企業については倒産による廃止であり、平成11年度に補助金を交付した企業については製品需要の減少と販売価格の下落が市場構造の変化という企業の予期せぬ事由による事業撤退であったため、知事がやむを得ないと認める場合に該当するとして、処理されていた。

(単位：円)

| 区 分    | 対象企業数 | 補 助 金 額       | 休・廃止数 | 補 助 金 額     | 比 率   |
|--------|-------|---------------|-------|-------------|-------|
| 平成10年度 | 43社   | 1,447,540,000 | 1 社   | 28,277,000  | 2.0%  |
| 平成11年度 | 52社   | 3,773,801,000 | 1 社   | 451,745,000 | 12.0% |
| 平成12年度 | 24社   | 2,807,367,000 |       |             |       |
| 合 計    | 119社  | 8,028,708,000 | 2 社   | 480,022,000 | 6.0%  |

《改善意見》

- (1) 補助金使途報告書の提出について、事業者に対する指導を徹底し、当該補助金が適正に充当されているかなどの確認をすること。

- (2) 操業状況報告書の提出については、その操業状況によって補助の取り消しや補助金の返還等の問題が生じるため、事業者に対する指導を徹底すること。



(3) 操業等の休止・廃止に伴う補助の取消し又は補助金返還については、道民の雇用機会の拡大を図るという条例の目的から判断すると、一定期間にわたる雇用の継続についても求めるべきものであるため、雇用増を基準とする助成に対しても返還の対象として、条例、規則等の関係規程の整備について検討する必要がある。

5 事業の普及、広報活動について

《問題点》

地域間の企業誘致競争の激化や企業の海外進出など、最近の企業誘致を取り巻く環境を考慮すると、企業立地件数の延びはあまり期待できない現状にあるが、補助対象企業等に対するアンケート調査においては、当該補助金が工場等の進出を決定した要因の一つとなっていると答えた企業が89.5%にも及ぶ現状を考えると、北海道企業立地促進条例に基づく補助事業は、本道の企業誘致活動において重要な役割を担っているものと判断される。

現在、道が行っている補助事業に係る広報活動は、広報誌やパンフレット等の配布、ホームページの開設などのほか、必要に応じて、市町村担当者会議等での周知を行うとともに、当該補助金が交付された企業等に対しては、アフターフォローとしての企業訪問を、道外企業に対しては、道外事務所職員による企業訪問や企業立地協力員による情報提供、さらには企業誘致に係る相談会やセミナーの開催など、様々な機会をとらえて普及活動が行われている。

しかし、補助対象企業等に対するアンケート調査による当該補助制度の情報入手経路をみると、地元市町村及び関係者等による情報が69.4%、グループ関連会社や支店、工場及び得意先、同業者等からの情報が30.6%と、北海道庁の関係者からの情報の29.6%を大きく上回った結果となっている。

また、補助制度については、パンフレット等で紹介はされているものの、その内容等は複雑であり、手続き方法など詳細までは紹介されていないことから、補助対象となった企業等からは、制度の周知及び手続き等に関する説明会や相談会の開催等についての要望も寄せられている。

《改善意見》

今後、補助制度の広報活動を展開するに当たっては、道のホームページの活用や企業訪問等のもとより、企業誘致の基本的活動を行う市町村や国内外の企業の本道への誘致を推進する北海道企業誘致推進会議等と一層の連携を深めるとともに、事業者が容易に制度を利用できるよう、制度周知及び手続き等に関する説明会や相談会等の開催内容を充実させるなど、より積極的な広報活動について検討する必要がある。

また、補助制度の周知については、アンケート調査の結果等から、市町村や企業等に一定程度浸透していると考えられるが、補助制度の情報入手経路の状況を十分把握することにより、より効果的で実効性のある広報媒体の活用や手法などについても検討する

必要がある。

北海道企業立地促進条例に基づく補助金に係る調査結果の概要

第1 調査の実施方法

平成10年4月1日から平成12年10月31日までに「北海道企業立地促進条例」に基づき補助金の交付を受けた企業等119社を対象として、以下のとおり調査を実施した。

| 補助年度   | 対象企業 | 補助件数 | 投資基準 | 雇用基準 | 補助金交付決定額  |
|--------|------|------|------|------|-----------|
| 平成10年度 | 43社  | 62件  | 42件  | 20件  | 1,477,540 |
| 平成11年度 | 52社  | 77件  | 52件  | 25件  | 3,773,801 |
| 平成12年度 | 24社  | 39件  | 24件  | 15件  | 2,807,367 |
| 合 計    | 119社 | 178件 | 118件 | 60件  | 8,028,708 |

(注) 1 補助金交付決定額の単位：千円

2 調査に対する回答企業数：108社 (回答率 90.8%)

第2 調査結果の概要

1 対象工場等の概要

(1) 製造業種

|                |     |                |     |
|----------------|-----|----------------|-----|
| 国際物流関連倉庫業      | 2社  | 一般機械器具製造業      | 6社  |
| 食料品製造業         | 36社 | 電気機械器具製造業      | 13社 |
| 飲料・たばこ・飼料製造業   | 5社  | 輸送用機械器具製造業     | 2社  |
| 衣服・その他の繊維製品製造業 | 1社  | 精密機械器具製造業      | 2社  |
| 木材・木製品製造業      | 6社  | その他の製造業        | 3社  |
| パルプ・紙・紙加工品製造業  | 1社  | 工業用プラスチック製品製造業 | 1社  |
| 出版・印刷・同関連産業    | 2社  | 非鉄金属素材形材製造業    | 1社  |
| 化学工業           | 3社  | 金型・同部分品・付属品製造業 | 2社  |
| 石油製品・石炭製品製造業   | 1社  | その他の基盤的技術産業    | 1社  |
| プラスチック製品製造業    | 6社  | ソフトウェア業        | 4社  |
| ゴム製品製造業        | 1社  | 情報処理サービス業      | 2社  |

|         |     |        |     |
|---------|-----|--------|-----|
| 鉄 鋼 業   | 1 社 | 機械設計業  | 1 社 |
| 金属製品製造業 | 4 社 | 試験研究施設 | 1 社 |

(2) 進出形態

|             |      |                    |
|-------------|------|--------------------|
| 会社の一工場として進出 | 77社  | 本社の所在地：道外34社、道内43社 |
| 現地法人を設立して進出 | 20社  | 親会社所在地：道外16社、道内6社  |
| 現工場等の増築及び移転 | 9 社  |                    |
| そ の 他       | 2 社  |                    |
| 合 計         | 108社 |                    |

2 現在地に工場等を立地した理由 (複数回答あり)

(1) 現在地に工場等の進出を決定した理由

- ① 用地の価格、広さ 58社 (53.7%)
- ② 市町村の助成及び熱意 43社 (39.8%)
- ③ 人材、労働力の確保 39社 (36.1%)
- ④ 北海道の助成、優遇措置 30社 (27.8%)
- ⑤ 原材料及び製品輸送の便 19社 (17.6%)
- ⑥ 原材料の確保 15社 (13.9%)
- ⑦ 工業用水の確保 11社 (10.2%)
- ⑧ 現有施設・関連企業が立地 10社 (9.3%)
- ⑨ 冷涼、低湿な気候 6社 (5.6%)
- ⑩ 市場性 4社 (3.7%)
- ⑪ 住宅、教育等の生活環境 2社 (1.9%)
- ⑫ その他 8社 (7.4%)

(2) 工場等の進出決定時における補助金の役割

- ① 決定する上で、最も重要 15社 (13.9%)
- ② 決定する際の要因の一つ 60社 (55.6%)
- ③ 重要な要件ではない 12社 (11.1%)
- ④ どちらともいえない 13社 (12.0%)
- ⑤ その他 (後日、知ったなど) 5社 (4.6%)

3 補助制度の活用状況 (複数回答あり)

(1) 補助制度を何で知ったか

- ① 市町村及び関係者等の訪問 62社 (57.4%)

- ② 関連会社や支店等の情報 16社 (14.8%)
- ③ 道庁関係者等の企業訪問 16社 (14.8%)
- ④ 道の広報、インターネット 16社 (14.8%)
- ⑤ 市町村の広報、インターネット 13社 (12.0%)
- ⑥ 得意先、同業者等の情報 10社 (9.3%)
- ⑦ 既に進出の企業等の情報 7社 (6.5%)
- ⑧ その他 12社 (11.1%)

(2) 補助制度をいつ知ったか

- ① 工場進出の計画時 68社 (63.0%)
- ② 工場進出の決定時 12社 (11.1%)
- ③ 工場建設工事の着工前 21社 (19.4%)
- ④ 工場建設工事の着工後 7 社 (6.5%)

(3) 指定申請期間の設定

- ① 短 い 12社 (11.1%)
- ② 特に問題はない 89社 (82.4%)
- ③ よく分からない 5 社 (4.6%)

(4) 指定通知の時期

- ① 大変遅い 0 社 (0.0%)
- ② 遅 い 10社 (9.3%)
- ③ 普 通 84社 (77.8%)
- ④ 早 い 10社 (9.3%)
- ⑤ 大変早い 1 社 (0.9%)
- ⑥ よく分からない 3 社 (2.8%)

(5) 補助申請書の提出時期を何で知ったか

- ① 支庁からの事前説明による 59社 (54.6%)
- ② 市町村関係者、同業者等の情報 37社 (34.3%)
- ③ 支庁からの文書通知による 11社 (10.2%)
- ④ 支庁からの電話連絡による 7 社 (6.5%)
- ⑤ その他 4 社 (3.7%)

(6) 実地検査の実施状況

- ① 特に意見なし 76社 (79.4%)
- ② 検査の日程短縮・簡略化を希望 15社 (13.9%)
- ③ 確認書類が多く時間がかかる 6 社 (5.6%)
- ④ 必要書類の連絡がなく時間がかかる 2 社 (1.9%)
- ⑤ その他 9 社 (8.3%)

(7) 補助金交付決定通知の時期

- ① 大変遅い 0 社 ( 0.0%)
- ② 遅 い 9 社 ( 8.3%)
- ③ 普 通 78 社 (72.2%)
- ④ 早 い 16 社 (14.8%)
- ⑤ 大変早い 1 社 ( 0.9%)
- ⑥ よく分からない 1 社 ( 0.9%)

公共的団体等に対する補助金交付事務について

第 1 監査の概要

1 監査の対象

公共的団体等に対する補助金交付事務について

2 監査の主眼

道が、公益上の必要があるとして、公共的団体等の運営費や事業費に対して交付している補助金について、補助金交付事務が適正に行われているか、補助事業の執行が適正に行われているか、また補助事業が成果を上げているかなどについて、次の点を主眼に検証した。

- (1) 補助金交付事務は適正に行われているか。
- (2) 補助事業の執行は適正に行われているか。
- (3) 団体の自己財源確保は適切に行われているか。
- (4) 補助事業の効果の検証は十分であるか。

3 監査の実施概要

(1) 対象部局

総務部、総合企画部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部及び教育庁

(2) 実施期間

平成13年1月から7月まで  
なお、監査は原則として平成11年度に係るものを対象とした。

(3) 監査の方法

補助金の額が1,000万円以上であって、人件費が補助対象になっている20団体を選定し、所管する監査対象部局に対し実地監査及び書面による調査を行った。

(4) 監査対象補助金

監査の対象として選定した20団体名及び補助金（以下「公共的団体等補助金」という。）の概要については別表のとおりであり、平成11年度に交付した補助金額の合計は、20団体の52事業に対し18億425万円となっている。

第 2 監査対象事務の概要

1 補助金交付の根拠

補助金は、法律や条例を根拠に交付される「法律補助」と毎年度の予算措置に基づき交付される「予算補助」に大別されるが、公共的団体等補助金はいずれも予算補助に属するものである。

予算補助については、毎年度交付を行う必要があるかどうかが判断される単年度限りの措置であるが、人件費が補助対象となる場合には、長期間継続して交付される状況にあり、公共的団体等補助金のうち、10年以上継続して交付されているものが半数に及んでいる。

2 補助金交付の基準

公共的団体等に交付される人件費を対象とした補助金については、毎年度の予算編成要領において、団体補助金と事業費補助金（「公共的団体等補助金」はこれに該当する。）とに区分されている。

団体補助金については、交付の決定の適正化を図るため、団体補助金交付基準（昭和47年8月12日付け局総第391号総務部長、副出納長通知。）が定められ、次のような取扱いを行うこととされているが、公共的団体等補助金についてはこうした基準はない。

ア 団体補助金の額については、補助対象事業等が道の行政の運営に協力をし、関係を有する程度及び当該団体の財政力を考慮することとされており、具体的には、補助率について、補助対象事業の内容により表1のとおり定められている。

表 1 団体補助金の補助率

| 区 分                                    |  | 補 助 率    |
|----------------------------------------|--|----------|
| 道の行政の代替的又は補完的性質の強い事務又は事業               |  | 10分の10以内 |
| 道の行政に特に密接な関係を有する事務又は事業で、かつ、団体の財政力が弱い場合 |  | 4分の3以内   |
|                                        |  | 3分の2以内   |
| 道の行政に密接な関係を有する事務又は事業                   |  | 2分の1以内   |
|                                        |  | 3分の1以内   |
| 道の行政の推進上奨励すべき事務又は事業                    |  | 定 額      |

イ 団体補助金の交付に関しては、次の事項に留意することとされている。

(ア) すでに団体補助金の支出目的を達成したものと及び一定期間補助してもその実績が挙げられないものについては、団体補助金の交付を打ち切るものとする。

(イ) 社会的経済的事情の変遷に伴い、団体補助金の支出目的が失われたものについて



は、団体補助金を交付しないものとする。

(ウ) 補助対象団体が補助対象事業等を完遂する見込みがない場合にあっては、団体補助金を交付しないものとする。

(エ) 補助対象団体に對し、会費その他の収入について、適正な確保を図るよう努めさせるものとする。

3 補助金交付の手續

交付手續は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下、「交付規則」という。）に基づき行うこととなるが、道費補助金の交付は公法上の契約と解されており、補助金交付担当部局は、あらかじめ補助目的、補助対象経費、補助率、補助金交付予定額及び補助金交付申請に必要な書類などについて補助対象団体に通知（契約申込の誘引）し、当該団体は、これらの誘引条件を承諾のうえ、補助金交付申請（契約の申込）を行い、交付の決定（契約の承諾の決定）が行われることとなる。

第3 監査の結果及び改善意見

1 公共的団体等補助金の在り方について

《問題点》

(1) 人件費補助の取扱いが明確でない

監査対象20団体のうち、17団体に23人の常勤役員がおり、道からの派遣職員1人を除く22人（いずれも道OB）に對し報酬が支給されているが、この役員報酬の取扱いに明確さに欠けるものがあった。

表2 常勤役員に対する報酬

| 団体数  | 役員数 | 年間報酬額  |       |         |           |
|------|-----|--------|-------|---------|-----------|
|      |     | 補助対象経費 |       | 補助対象外経費 |           |
|      |     | 人数     | 金額    | 人数      | 金額        |
| 17団体 | 22人 | 124    | 530千円 | 20人     | 106,230千円 |
|      |     |        |       | 2人      | 18,300千円  |

ア 団体からの要請に応じて道職員が当該団体の役職員として再就職する場合の取扱いは「北海道職員の再就職に関する取扱要領」（昭和59年5月17日付け人事第311号、総務部長通知）で定めているが、22人のうち1人に對しては、この要領で定められている給与基準を超えた金額を補助対象経費として補助金が交付されていた。

イ また、別の1人に對しては、補助対象外ではあるが、要領に定められている給与基準を大幅に上回る金額の報酬が支給されていた。

(2) 同一事業に複数の補助を行っている  
同一の団体に對し、補助目的が同一であるにもかかわらず、複数の補助金が交付さ

れているものがあった。

ア A団体の「研究開発支援事業」の一部を対象にa補助金が交付され、「研究開発支援事業」の残りの部分と団体の人件費、事務費等を対象にb補助金が交付されており、団体において一つの事業になっているものに対し2つの補助金が交付されていた。

イ B団体の事業費を対象にc補助金及びd補助金が交付されており、この2つの補助金に係る事業の运营管理に要する人件費及び事務費を対象にe補助金が交付されていた。

ウ C団体の「助成事業費」の一部を対象にf補助金が交付され、「助成事業費」の残りの部分と団体の人件費、事業費を対象にg補助金が交付されており、団体において一つの事業になっているものに対し2つの補助金が交付されていた。

《改善意見》

(1) 人件費の取扱いを明確にするよう検討する必要がある。

(2) 同一団体に複数の補助金を交付することについて、事務の簡素化や補助事業の効率的な執行の観点から、統合化を検討する必要がある。

2 補助金交付手續について

《問題点》

(1) 補助金交付要綱等が適切でない

公共的団体等補助金を間接補助金として交付する場合には、交付要綱等においてその旨定める必要があるが、定めがないまま、交付先の団体において間接補助金として取扱っているものがあった。

(2) 間接補助条件が付されていない

補助金交付担当部局が団体に間接補助金が含まれる補助金を交付する場合には、補助指令書に「間接補助事業者に對し、助成の決定をする場合には、この補助金の交付の決定の際に付された条件と同一の条件を付さなければならない」など、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができるとされているが、団体への補助指令書にこのような条件を付していないものがあった。

(3) 実績報告書の記載が十分でない

ア 補助事業が完了したときは、交付規則第14条に基づき、実績報告書を提出することとされており、その際、交付規則の運用方針で、少なくとも事業実績書、補助金等精算書、事業精算書の添付が必要とされている。

事業実績書には実施した補助事業の内容を、補助金等精算書には補助事業に要した経費、補助対象経費などを、事業精算書には人件費、管理費など項目ごとに精算額をそれぞれ記載することとなっている。

しかし、事業実績書の記載からは具体的な事業内容が分からないものがあった。

イ また、人件費、管理費、事務費などが補助対象経費であるにもかかわらず、事業精算書にはこれらの経費をまとめて「管理費」として記載していたり、事業費のほか人件費等も補助対象になっているのに「事業費」として一括記載しているものがあった。

《改善意見》

- (1) 交付要綱等は、補助金の採択基準及び審査基準となるものであることから、適切に定めるべきである。
- (2) 公共的団体等補助金の中に間接補助金が含まれる場合には、補助指令書に間接補助条件を付すべきである。
- (3) 事業実績書等は、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを確認しようとする書類であることから、事業実績書には補助金による事業の実施内容が具体的に分かるように、事業精算書の支出欄には事業内容を原則として節科目ごとに記載するように指導すべきである。

3 団体の支部で執行している補助事業について《問題点》

- (1) 支部への交付手続が適切でない  
補助事業の一部を支部で執行している団体は3団体であり、執行額は表3のとおりである。

表3 補助対象経費の団体支部執行額 (単位 千円)

| 団 体 名 | 補助対象経費  | うち支部執行額 | 備 考  |
|-------|---------|---------|------|
| A 団 体 | 81,961  | 5,040   | 15支部 |
| B 団 体 | 181,159 | 17,165  | 14支部 |
| C 団 体 | 37,380  | 20,664  | 56支部 |

各団体とも支部は本部からの交付金以外に独自の財源があり、単独で事業計画及び予算を作成し決算を行っている。しかし、本部は支部に補助金を交付するに当たり、支部全体の事業内容を把握していない。

- (2) 支部への実績確認が十分でない  
ア 支部での事業終了後、本部では確認のため精算書を徴しているが、金額しか記載していないなど支出の内訳が明確にされていないものがあり、支部の決算書も提出を求めているなかった。また、事業報告書による事業内容の確認も十分に行われていなかった。
- イ 道では、補助事業終了後、実績報告書等の書類のみでは補助事業の成果や支出内

容の適否を判断できないと認めたときは、現地調査を行うこととしているが、本部は支部に対してこのような現地調査を行っていない。

《改善意見》

- (1) 団体が道の補助事業を支部において執行する場合は、それぞれの支部からあらかじめ事業計画書、予算書を徴して支部の事業内容を把握した上で補助金を交付するよう指導すべきである。
- (2) 事業終了後は、本部からの補助金が支部会計の中で適切かつ効率的に執行されているかどうかについて、それぞれの支部から精算書、事業報告書及び決算書を提出させ、支部執行分の内容を検証するとともに、必要に応じて現地調査を実施するよう指導すべきである。

4 間接補助金の執行について《問題点》

- (1) 交付手続が適切でない  
7団体において、公共的団体等補助金を財源として、第三者に補助金を交付するいわゆる間接補助を行っており、合計12事業で1億4,252万円を378団体（間接補助事業者）に交付している。

団体が間接補助を行う場合には、間接補助事業者が単一であったり、ごく特定されているものを除くとしても、不特定多数などのものについては、あらかじめ交付要綱等を作成した上で交付する必要があるが、交付要綱等を定めないうまま間接補助金を交付している団体があった。

- (2) 実績確認が十分でない  
各団体は、間接補助金を交付した事業が終了後に、間接補助事業者から補助事業の内容、成果や支出経費などが記載された実績報告書を徴しており、これによりその事業内容を概括的に把握していた。

しかし、間接補助事業者に対する現地調査を行っているのは12事業のうち2事業のみであった。

- (3) 補助金額が少額で効果が十分とはいえない  
間接補助金の1団体当たりの平均補助金額は約38万円であるが、中には多くの間接補助事業者に対し2万4,000円から5万円という少額を交付している団体もあり、間接補助金の効果が十分に上がっているとはいえない。
  - (4) 間接補助金を道の関与団体に交付している  
公共的団体等補助金を財源とする間接補助金を同種の道の関与団体（道が直接補助金を交付）に交付しているところが1団体あり、その間接補助金の一部は、当該関与団体の本来事業である機関誌の発行等に充てられていた。
- 《改善意見》

(1) 間接補助事業者が不特定多数のものなどについては、補助対象事業、補助対象経費、補助率など補助するに当たったの基本的な事項について、あらかじめ要綱等で定めておくよう指導すべきである。

(2) 間接補助事業者に対する現地調査を実施するには相応の経費がかかることから、すべての間接補助事業について実施するのはともかく、間接補助の額の大きなものなどについて適宜行うよう指導すべきである。

(3) 少額の間接補助金については、補助先の団体の財政状況、事業の効果などを勘案し、整理縮小する方向で検討するよう指導すべきである。

(4) 道の関与団体に間接補助金を交付する場合、その必要性については慎重に検討する必要がある。特に、機関誌の発行等の団体の本来事業については、原則として、団体の自己財源により賄うか、又は団体所管部局が直接補助金を交付するよう改善する必要がある。

5 団体の自己財源について

《問題点》

(1) 財団法人の基本財産運用収入が減少している

補助対象団体が自己財源の充実に努め、補助金への依存度を少なくしていくことは、団体の自主性、自律性を高める上からも当然のことである。

こうした視点から見ると、財団法人については、その事業活動に要する財源は、本来、基本財産の運用収入で賄われるべきものであるが、監査の対象である7つの財団法人の基本財産及び基本財産運用収入は表4のとおりであり、平成11年度の基本財産運用収入額は、金利の低下等によりほとんどの団体で平成7年度の運用収入額より大幅に減少している状況にある。

表4 財団法人の基本財産及び基本財産運用収入

(単位：千円、%)

| 団 体 名 | 基 本 財 産   |           |        | 基本財産運用収入 |        |        |
|-------|-----------|-----------|--------|----------|--------|--------|
|       | H7        | H11       | H11/H7 | H7       | H11    | H11/H7 |
|       |           |           |        |          |        |        |
| A 団 体 | 5,230     | 5,230     | 100.0  | 113      | 29     | 25.7   |
| B 団 体 | 4,000     | 4,000     | 100.0  | 71       | 12     | 16.9   |
| C 団 体 | 3,355,310 | 3,387,510 | 101.0  | 83,392   | 92,478 | 110.9  |
| D 団 体 | 8,200     | 8,200     | 100.0  | 152      | 10     | 6.6    |
| E 団 体 | 10,000    | 10,000    | 100.0  | 189      | 23     | 12.2   |
| F 団 体 | 10,990    | 10,990    | 100.0  | 256      | 56     | 21.9   |
| G 団 体 | 30,000    | 30,000    | 100.0  | 666      | 252    | 37.8   |

(2) 社団法人の会費収入が減少している

社団法人は、その事業活動に要する財源は、原則として構成員の会費収入で賄うべきものであるが、監査の対象である13の社団法人等の会費収入の推移は表5のとおりであり、平成11年度には、平成7年度に比べ会員数や会員口数の減少などにより8団体で会費収入が減少している。

また、平成11年度には、会費収入が団体の総収入の50%を超えているところはなかった。

表5 社団法人等の会費収入

(単位：千円、%)

| 団 体 名 | 会 費 収 入 |      |        |      |
|-------|---------|------|--------|------|
|       | H7      |      | H11    |      |
|       | 割合      |      | 割合     |      |
| A 団 体 | 6.607   | 7.7  | 6.996  | 8.0  |
| B 団 体 | 9.230   | 22.5 | 5.295  | 10.1 |
| C 団 体 | 11.030  | 5.5  | 10.960 | 5.9  |
| D 団 体 | 4.835   | 4.9  | 4.440  | 4.5  |
| E 団 体 | 45.431  | 41.9 | 44.883 | 37.5 |
| F 団 体 | 13.189  | 3.6  | 12.220 | 3.1  |
| G 団 体 | 4.330   | 16.7 | 6.465  | 14.3 |
| H 団 体 | 11.927  | 4.8  | 17.774 | 6.9  |
| I 団 体 | 20.762  | 11.3 | 20.712 | 12.7 |
| J 団 体 | 52.236  | 59.6 | 83.412 | 39.6 |
| K 団 体 | 6.290   | 22.3 | 3.264  | 13.4 |
| L 団 体 | 38.956  | 41.5 | 33.606 | 38.6 |
| M 団 体 | 53.302  | 35.2 | 54.630 | 34.1 |

注 「割合」は総収入(委託料収入及び特別会計等で補助対象となっていないものを除く。)に占める比率である。

(3) 補助金依存度が増大している

補助金額の算定において、補助対象経費から団体の収入を差し引いた残額を補助金



額としているもので、その算定の構造上、団体の収入が減少したり、補助対象経費が増加したことにより、道の補助金額が増加し、道の負担のみが増大しているものがあった。

表6 団体の自己負担額の推移

(単位 千円、%)

| 区分   | A 団 体    |         |            | B 団 体       |          |         |
|------|----------|---------|------------|-------------|----------|---------|
|      | 補助対象経費 A | 自己負担額 B | 補助金額 A-B C | 補助金充当割合 C/A | 補助対象経費 D | 自己負担額 E |
| 7年度  | 83,847   | 3,027   | 80,820     | 96.4        | 22,652   | 1,754   |
| 11年度 | 95,032   | 2,962   | 92,070     | 96.9        | 21,960   | 535     |
| ⑩/⑦  | 113.3    | 97.9    | 113.9      |             | 96.9     | 30.5    |
|      |          |         |            |             |          | 102.5   |

(注) 国の要綱において国及び道が全額負担することとされている事業等は除いた。

《改善意見》

- (1) 財団法人においては、現状では自己財源のみでは団体の事業実施は難しく、道の補助金に依存するのはやむを得ない状況にはあるが、賛助会員制度の導入などにより収入の増加に努めるよう指導すべきである。
  - (2) 社団法人等においては、会費の引上げも含めた会費収入の増加策を検討するとともに、事業に係る経費について受益者の応分の費用負担を求めることなどにより収入の増加に努めるよう指導すべきである。
  - (3) 補助対象経費の見直しによる経費の削減や収入の増加を図り、道の負担のみが増加するような状況を改善する必要がある。
- 6 補助事業の効果の検証について

《問題点》

- (1) 特定事業について、廃止できない理由の説明が十分でない
- 補助事業の効果的な執行を図るためには、補助金交付担当部局において、補助事業に係る実績などを的確に把握することにより、道が実施することの妥当性、事業の効果や必要性、事業コストなどを検証しながら、社会経済情勢の変動に対応した補助事業の見直しを適切に行うことが大切である。こうした観点から、平成12年度には、監査対象補助金のうち47件について事業評価が行われた。

事業評価においては、特に「10年以上の長期継続事業」や「1／2を超える高率補助事業」などを特定事業と位置づけ、民間・市町村との役割分担の情勢変化を踏まえ、原則廃止の視点で検討が行われたところであるが、特定事業に該当する20件について

は、「継続」が13件、「見直し」が6件、「廃止」が1件となっているものの、その理由の説明が十分ではなかった。

表7 事業評価後の事業の方向性

| 区 分       | 事業数 | 継続 | 見直し | 廃止 |
|-----------|-----|----|-----|----|
| 特 定 事 業   | 件数  | 20 | 13  | 6  |
| 特定事業以外の事業 | 件数  | 27 | 20  | 5  |
|           |     |    |     | 2  |

- (2) 補助事業の効果の把握が十分とはいえない

事業評価が行われた47事業を評価の項目別に見ると、補助金交付担当部局において、事業の効果が「顕著に現れている」と評価されたものが25件、事業の必要性が「道民全体の理解が得られる」と評価されたものが39件などとなっているが、効果等の把握が十分ではなかった。

表8 事業評価における主な評価の内容等

| 区 分    | 評 価 の 内 容 | 及 び 件 数   |
|--------|-----------|-----------|
| 事業の効果  | 顕著        | 25 ある程度   |
| 事業の必要性 | 道民の理解     | 39 大方の理解  |
| 事業コスト  | 削減済み      | 40 削減予定   |
| 事業対象等  | 適切        | 38 改善余地あり |
|        |           | 9 変更余地あり  |
|        |           | 0         |

《改善意見》

- (1) 補助金交付担当部局においては、事業評価の趣旨を踏まえ、補助事業の見直しを適切に行う必要がある。
- (2) 事業の検証が十分にできるよう、補助対象団体からの実績報告書などにより補助事業の実績や効果等を適切に把握すべきである。

(別表)

平成11年度公共的団体等補助金の概要

単位：円

| 所管部局  | 団 体 名            | 補 助 金<br>交付部局     | 補 助 事 業 名                  | 補助<br>開始<br>年度 | 補 助 率           | 補助対象経費      | 補 助 金 額     |
|-------|------------------|-------------------|----------------------------|----------------|-----------------|-------------|-------------|
| 総 務 部 | (財)北海道海外協会       | 総 務 部             | 北海道海外協会事業推進事業              | S52            | 定額              | 33,320,000  | 33,320,000  |
|       |                  | 総 務 部             | サハリン北海道人会支援事業              | H 5            | 10／10以内         | 7,650,000   | 7,650,000   |
|       |                  | 総 務 部             | 私立高等学校等生徒奨学事業（事務局費）        | S47            | 定額              | 71,888,201  | 71,888,201  |
|       | (財)北海道私立高等学校奨学会  | 総 務 部             | 私立高等学校等生徒奨学事業（返還免除費）       | H11            | 10／10以内         | 243,767,000 | 243,767,000 |
|       |                  | 総 務 部             | 千島歯舞諸島居住者連盟事業              | S33            | 定額              | 46,524,961  | 38,844,000  |
|       |                  | 総 務 部             | 北方領土隣接地域振興等事業（援護事業）        | S58            | 9.5／10以内        | 35,436,000  | 33,640,000  |
|       | (社)千島歯舞諸島居住者連盟   | 総 務 部             | 北方領土隣接地域振興等事業（キヤラバン隊派遣事業）  | H 5            | 9.5／10以内        | 2,671,000   | 2,530,000   |
|       |                  | 総合企画部             | 財団法人北海道科学・産業技術振興財団科学技術振興事業 | H 5            | 定額              | 150,217,698 | 57,716,779  |
|       |                  | 総合企画部             | 科学技術振興事業                   | H 9            | 10／10以内         | 19,200,000  | 19,200,000  |
|       | 総合企画部            | 総合企画部             | 地域結集型共同研究事業                | H10            | 定額              | 396,504,404 | 46,504,404  |
| 総合企画部 |                  | 研究開発コーナーネット機能強化事業 | H11                        | 定額             | 87,730,245      | 7,730,245   |             |
| 総合企画部 |                  | 北太平洋地域研究センター事業    | S61                        | 定額             | 52,913,221      | 29,500,000  |             |
| 環境生活部 | (社)北海道交通安全推進委員会  | 環境生活部             | 北海道交通安全推進委員会運営事業           | S37            | 定額              | 181,159,212 | 167,134,000 |
|       |                  | 環境生活部             | 交通安全啓発特別対策事業               | H 9            | 10／10以内         | 4,419,362   | 4,419,362   |
|       |                  | 環境生活部             | 道民運動推進事業                   | S27            | 10／10以内         | 97,346,008  | 87,110,073  |
|       | (社)北海道コミュニティ運動協会 | 環境生活部             | 資源リサイクル道民運動事業              | H 4            | 10／10以内         | 1,800,000   | 1,800,000   |
|       |                  | 環境生活部             | 青少年育成推進事業                  | S41            | 定額              | 91,191,782  | 88,830,000  |
|       |                  | 環境生活部             | 少年の主張大会開催費                 | S54            | 定額              | 3,840,000   | 3,240,000   |
|       | (財)北海道青少年育成協会    | 環境生活部             | 青少年非行防止特別対策事業              | H11            | 定額              | 4,984,841   | 4,984,841   |
|       |                  | 保健福祉部             | 児童環境づくり推進事業                | H 9            | 10／10以内         | 63,746,545  | 63,746,545  |
|       |                  | 保健福祉部             | 明るい長寿社会づくり推進事業             | H 3            | 10／10以内<br>及び定額 | 93,142,000  | 93,119,000  |
|       | (財)北海道長寿社会振興財団   | 保健福祉部             | 街の匠の伝習館事業                  | H 9            | 10／10以内         | 5,850,000   | 5,850,000   |

| 保健福祉部 |                 | 保健福祉部 | 国際高齢者年記念事業                      |  | H11 | 10／10以内             | 2,100,000   | 2,100,000   |
|-------|-----------------|-------|---------------------------------|--|-----|---------------------|-------------|-------------|
|       |                 | 保健福祉部 | 第10回全道シルバー作品展事業                 |  | H11 | 定額                  | 2,040,000   | 2,040,000   |
|       | (財)北海道高齢者問題研究協会 | 保健福祉部 | 北海道高齢者問題研究協会運営事業                |  | S59 | 定額                  | 35,082,282  | 33,976,000  |
|       | (社)北海道食品衛生協会    | 保健福祉部 | 食品衛生強化対策事業                      |  | S31 | 定額                  | 37,379,756  | 18,021,000  |
| 経 済 部 | (社)北海道貿易物産振興会   | 経 済 部 | 貿易の振興及び道産品の販路拡大事業               |  | S39 | 6／10以内及び<br>定額      | 103,786,423 | 58,282,000  |
|       |                 | 経 済 部 | 国内取引促進事業                        |  | S46 | 定額                  | 8,255,707   | 2,700,000   |
|       |                 | 経 済 部 | 貿易取引促進事業                        |  | S40 | 1／3以内               | 2,790,720   | 930,240     |
|       |                 | 総 務 部 | ロシア極東地域情報拠点運営事業                 |  | H6  | 10／10以内             | 50,761,644  | 44,943,454  |
|       |                 | 経 済 部 | 食品産業振興対策事業                      |  | S62 | 定額                  | 11,513,653  | 9,853,667   |
|       |                 | 経 済 部 | 食品産業振興対策事業                      |  | H9  | 定額                  | 3,233,361   | 3,200,000   |
|       |                 | 経 済 部 | 食品加工品質・衛生管理促進事業                 |  | H11 | 定額                  | 4,723,550   | 3,000,000   |
|       |                 | 農 政 部 | フードシステム連携強化・循環推進事業              |  | S62 | 1／2以内               | 10,206,038  | 4,907,000   |
|       |                 | 経 済 部 | 技能検定試験実施事業                      |  | S44 | 定額                  | 182,287,374 | 93,512,000  |
|       |                 | 経 済 部 | 職業能力開発推進者講習事業（職業能力開発推進者経験交流プラザ） |  | S61 | 1／2以内               | 1,004,000   | 500,000     |
| 農 政 部 | 北海道職業能力開発協会     | 経 済 部 | 民間職業能力開発促進事業                    |  | S40 | 1／2以内、1／3<br>以内及び定額 | 30,348,057  | 17,200,000  |
|       |                 | 経 済 部 | 民間職業能力開発促進事業（技能訓練会館運営事業）        |  | S61 | 定額                  | 15,232,080  | 8,793,000   |
|       |                 | 農 政 部 | 農業法人育成総合支援事業                    |  | H5  | 10／10以内             | 17,770,000  | 17,770,000  |
|       |                 | 農 政 部 | 未墾地関係調査等補助事業                    |  | S60 | 10／10以内             | 500,000     | 500,000     |
|       |                 | 農 政 部 | 農業経営基盤強化促進対策事業                  |  | H7  | 定額                  | 8,738,000   | 8,738,000   |
|       |                 | 農 政 部 | 北海道農業会議活動促進事業                   |  | S29 | 10／10以内             | 89,090,677  | 74,585,000  |
|       |                 | 農 政 部 | 就農円滑化推進事業                       |  | H9  | 定額                  | 4,752,000   | 4,752,000   |
|       |                 | 農 政 部 | (社)北海道農業担い手育成センター               |  | H7  | 10／10以内及び<br>1／2以内  | 155,854,209 | 114,259,000 |
|       |                 | 農 政 部 | 北海道農業構造改善推進協議会                  |  | H7  | 10／10以内及び<br>1／2以内  | 23,692,000  | 20,822,000  |
|       |                 | 農 政 部 | 地域農業基盤確立支援推進事業                  |  | H7  | 10／10以内及び<br>1／2以内  | 23,692,000  | 20,822,000  |



| 水産林務部 | (社)北海道水産会             | 水産林務部 | 水産業振興対策事業                  | S56 | 定額      | 45,149,512    | 13,230,000    |
|-------|-----------------------|-------|----------------------------|-----|---------|---------------|---------------|
|       |                       | 水産林務部 | 北海道漁業就業者確保育成事業             | H5  | 10/10以内 | 5,400,000     | 5,400,000     |
| 水産林務部 | (社)北海道漁船海難防止・水難救済センター | 水産林務部 | 日口水産友好促進事業                 | H11 | 10/10以内 | 15,472,110    | 15,472,110    |
|       |                       | 水産林務部 | 漁船海難防止対策事業                 | S49 | 定額      | 146,439,891   | 88,531,000    |
|       |                       | 水産林務部 | 水難救難活動/促進事業 (訓練奨励金)        | H11 | 1/2以内   | 1,816,000     | 908,000       |
| 教育庁   | (財)北海道生涯学習協会          | 水産林務部 | 水難救難活動/促進事業 (出動報奨金)        | H10 | 1/2以内   | 2,750,000     | 1,375,000     |
|       |                       | 教育庁   | 社会教育活動/促進事業 (社会教育団体活動費補助金) | H5  | 定額      | 21,960,317    | 21,425,317    |
| 計     | 20団体                  |       | 52事業                       |     |         | 2,735,431,841 | 1,804,250,238 |

注1 (財)北海道科学・産業技術振興財団は、統合により、平成13年7月1日から(財)北海道科学技術総合振興センターとなった。  
2 (社)北海道コミュニティ運動協会は、統合により、平成13年4月1日から(財)北海道地域活動振興協会となった。